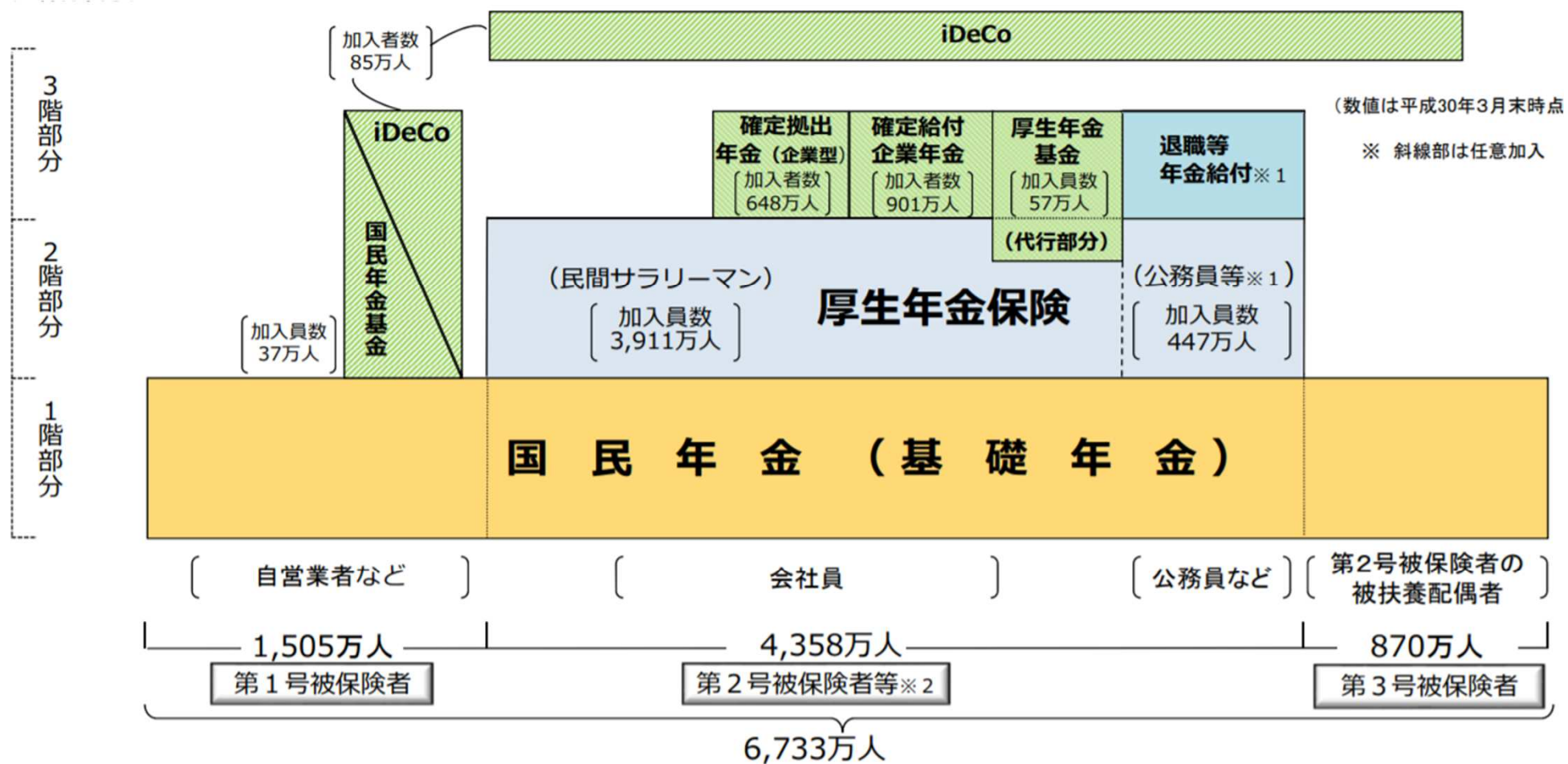


# 最近の公的年金制度の

# 改正点と実務について



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

## 国民年金の被保険者

第1号被保険者	自営業、学生等
第2号被保険者	会社員
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

## 厚生年金の被保険者

第1号厚生年金被保険者	従前の厚生年金被保険者
第2号厚生年金被保険者	旧国家公務員共済組合の組合員
第3号厚生年金被保険者	旧地方公務員等共済組合の組合員
第4号厚生年金被保険者	旧私立学校教職員共済の加入者

## 国民年金の保険料(原則：20歳以上60歳未満)

令和4年度の国民年金の保険料	16,590円(1か月当たり)
令和5年度の国民年金の保険料	16,520円(1か月当たり)

\* 一部免除により納付あり

## 国民年金の保険料(原則：20歳以上60歳未満)

### 免除

保険料免除割合	保険料納付済月数：国庫負担1/2 (免除した月に対応する年金額)
4分の1	保険料免除月数×7/8 (5/6)
2分の1	保険料免除月数×3/4 (2/3)
4分の3	保険料免除月数×5/8 (1/2)
全額	保険料免除月数×1/2 (1/3)

\* ( )は国庫負担が1/3の場合 (平成21年3月まで納付分)

- ・ 学生の納付特例制度、納付猶予制度 (50歳未満) 一定要件あり
- ・ 10年以内の追納あり

# 厚生年金の保険料

月額	標準報酬月額×18.3% (労使折半 9.15%)
賞与	標準賞与額×18.3% (労使折半 9.15%) ＜標準賞与額＞ 標準賞与額は、150万円が上限 支払毎に1,000円未満を切り捨てた賞与額

# 公的年金の受給資格要件

**10年以上**（下記①～③の合計期間）

\* 平成29年7月までは25年

- ① 保険料の納付済期間(第2号及び第3号被保険者期間も含む)
- ② 保険料の免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間
- ③ 合算対象となる期間(通称：カラ期間)

---

## <カラ期間の例>

厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間  
(昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間)

# 厚生年金の保険料

## ◆厚生年金の適用対象となる被保険者

・ 下記①、②いずれもが、通常の就労者(正社員)の4分の3以上ある人が対象

- ① 1週間の所定労働時間
- ② 1ヶ月の所定労働日数

＜パートタイマーの労働者の社会保険の加入（平成28年10月1日以降）＞

\* 厚生年金の被保険者数が501人以上（令和4年10月から101人以上、令和6年10月から51人以上）の特定適用事業所に勤務する場合

- a. 週20時間以上
- b. 月給88,000円(年収1,056,000円)以上（割増賃金や通勤手当等は含めず）
- c. 勤務期間は1年以上見込み
- d. 学生は適用除外

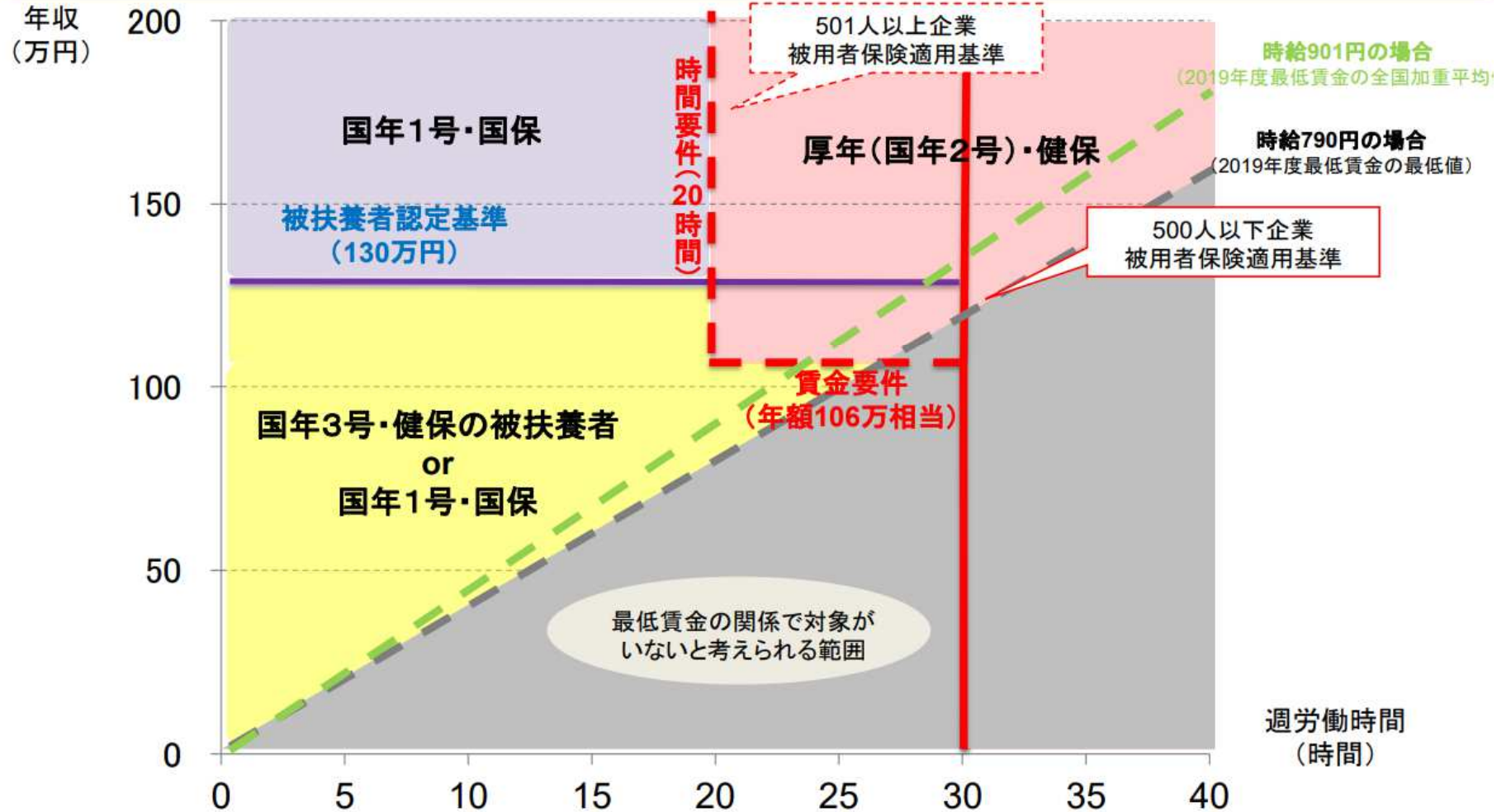


## 被保険者の適用拡大の見直し

対象	要件	平成28年10月～（現行）	令和4年10月～（改正）	令和6年10月～（改正）
事業所	事業所の規模	常時500人超	<b>常時100人超</b>	<b>常時50人超</b>
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して <b>2カ月を超えて</b> 使用される見込み	継続して <b>2カ月を超えて</b> 使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

## 個人の働き方と社会保険の適用区分

- 短時間労働者の社会保険制度上の適用区分は、各自の働き方(労働時間及び収入)や扶養者の有無によって異なり、どの区分に属するかによって給付・負担の内容に差異が生まれることになる。



(注)被用者保険の適用基準としての賞金要件については、所定内給与から通勤手当等を除いた月額賃金で判断されるのに対して、被扶養者認定基準については年間の総収入金額で判断されることに留意が必要。

# 被扶養者にとっての被扶養認定基準(130万円)と被用者保険適用基準(106万円)

- 被扶養認定基準(130万円)と異なり、被用者保険適用基準(106万円)は、超えると給付増を伴い、保険料負担も労使折半。
- また、契約時点で適用・不適用が定まり、「130万円の壁」のように、年末に年収を抑える調整が行われる問題が生じない。

## 被扶養認定基準(130万円)

### <給付と負担の変化>

国民年金第3号・健保被扶養者



国民年金第1号・国民健康保険



## 被用者保険適用基準(106万円)

### <給付と負担の変化>

国民年金第3号・健保被扶養者



被用者保険 (厚生年金・健康保険)

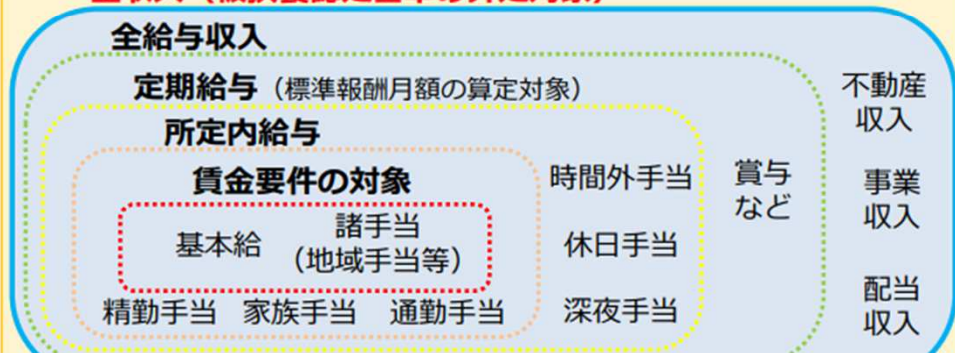


### <判断方法(時点・考慮対象)>



毎年、前年度の所得証明書に基づき、**全収入ベース**で判断  
→ 事後的判断となるため、年末に年収を抑える調整が行われる可能性

#### 全収入 (被扶養認定基準の算定対象)

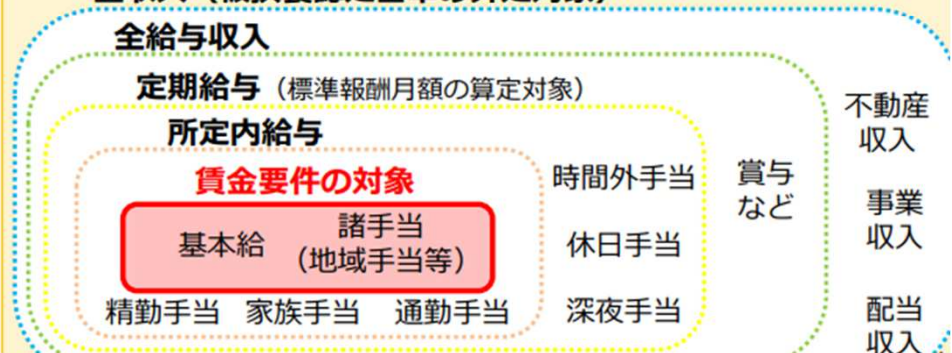


### <判断方法(時点・考慮対象)>



雇用契約を結んだ時点で、**基本給・諸手当**で判断  
→ 契約時点で事前に被用者保険の適用・不適用が定まる

#### 全収入 (被扶養認定基準の算定対象)



※ 月収8.8万円・10年加入の場合

# 公的年金の受給開始時期

## <原則>

国民年金	原則 65歳
厚生年金	原則 65歳

\*ただし現在60歳から75歳(令和4年3月までは70歳)の間で受給選択できる

# 繰上げ減額率・繰下げ増額率について

## 【現在の繰上げ減額率、繰下げ増額率の設定の考え方】

- ・ 繰上げ受給の場合、1月当たり0.5%減額、繰下げ受給の場合、1月当たり0.7%増額する仕組み
- ・ 減額率・増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず数理的に年金財政上中立を基本として設定

※ 具体的には、平成12年改正において、下記データを使用して計算

- 平成7年完全生命表による年齢別死亡率(この時点の65歳の平均余命18.7年(男女平均))
- 平成11年財政再計算の経済前提(物価上昇率1.5%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.0%)

減額率・増額率は受給者の生活設計の安定のため頻繁に変えるものではないが、今般の受給開始時期の選択肢の拡大に当たって、見直しを行う。

## 【新制度下の繰上げ減額率、繰下げ増額率の設定の考え方】

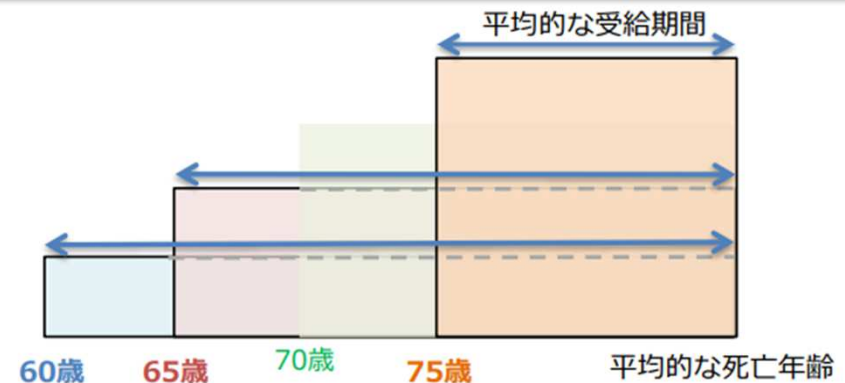
- ・ 従来の考え方と同様に、選択された受給開始時期にかかわらず数理的に年金財政上中立を基本として設定
- ・ 65歳時点の年金額を基準として、60歳までの繰上げ減額率、75歳までの繰下げ増額率を設定

※ 具体的には、現在入手できる最新のデータを使用して計算

- 平成27年完全生命表による年齢別死亡率(この時点の65歳の平均余命21.8年(男女平均))  
参考に「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)の将来生命表による年齢別死亡率でも検証
- 2019(令和元)年財政検証のケースI～ケースVIの長期の経済前提

繰上げ受給：1月当たり0.4%減額  
(平均余命の延伸に伴い現行より引下げ)

繰下げ受給：1月当たり0.7%増額  
(平均余命の延伸と75歳までの繰下げ増額期間の拡大とを勘案して計算)



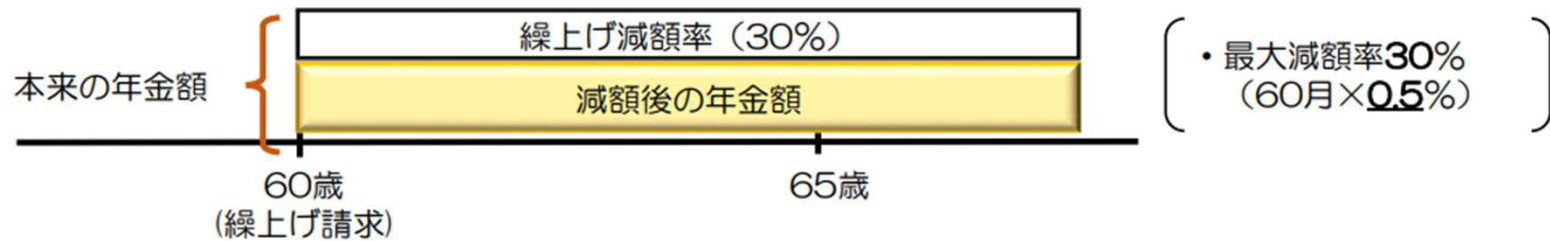
老齢年金を65歳前に受給開始（繰上げ受給）する場合、繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数に応じた減額率により、年金額は減額されます。

**令和4年4月から、この繰上げ受給の減額率が1月あたり0.5%から0.4%に変更されました。**

対象となる方は令和4年3月31日時点で、60歳未満の方（昭和37年4月2日以降生まれの方）です。  
昭和37年4月1日以前生まれの方については、現行の減額率0.5%から変更はありません。

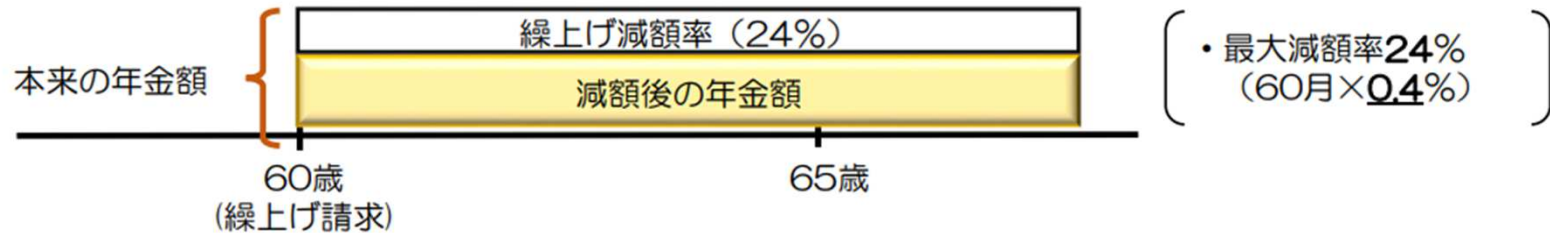
**改正前**（※昭和37年4月1日以前生まれの方）

減額率の計算 = 繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数 × **0.5%**



**改正後**（※昭和37年4月2日以降生まれの方）

減額率の計算 = 繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数 × **0.4%**

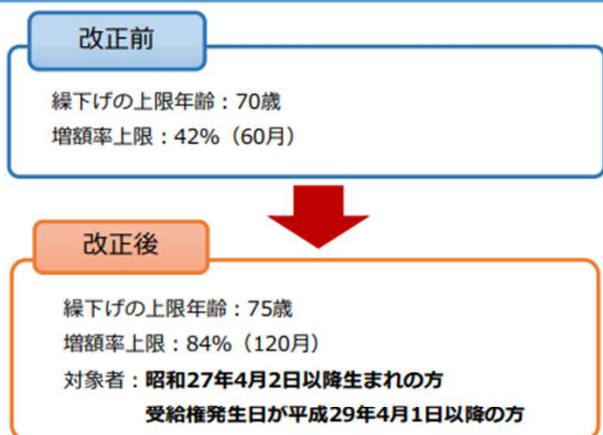


老齢年金を66歳以後に受給開始（繰下げ受給）する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額（1月あたり0.7%増額）します。高齢期の就労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等にあわせて年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的として、令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

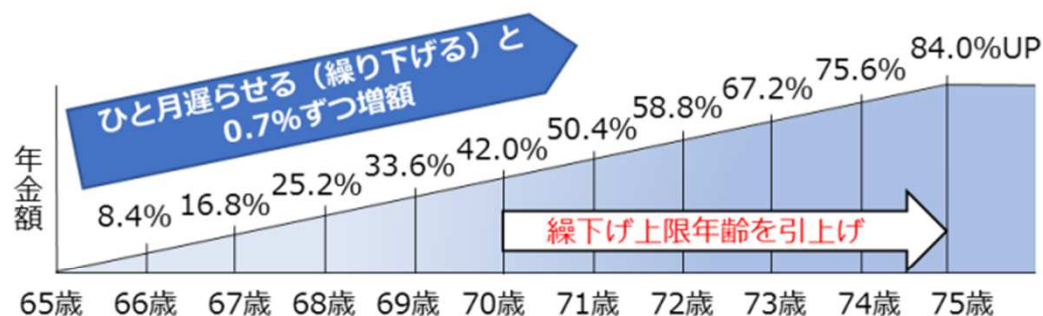
対象となる方は令和4年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

- ① 70歳未満の方  
（昭和27年4月2日以降生まれの方）
- ② 老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方  
（受給権発生日が平成29年4月1日以降の方）

※上記の①②のいずれにも該当しない方は、令和4年3月までと同様に繰下げの上限年齢は70歳です。



<繰下げ受給による年金額の増額イメージ>



[例：年金額が180万円の方が、75歳まで繰り下げした場合]

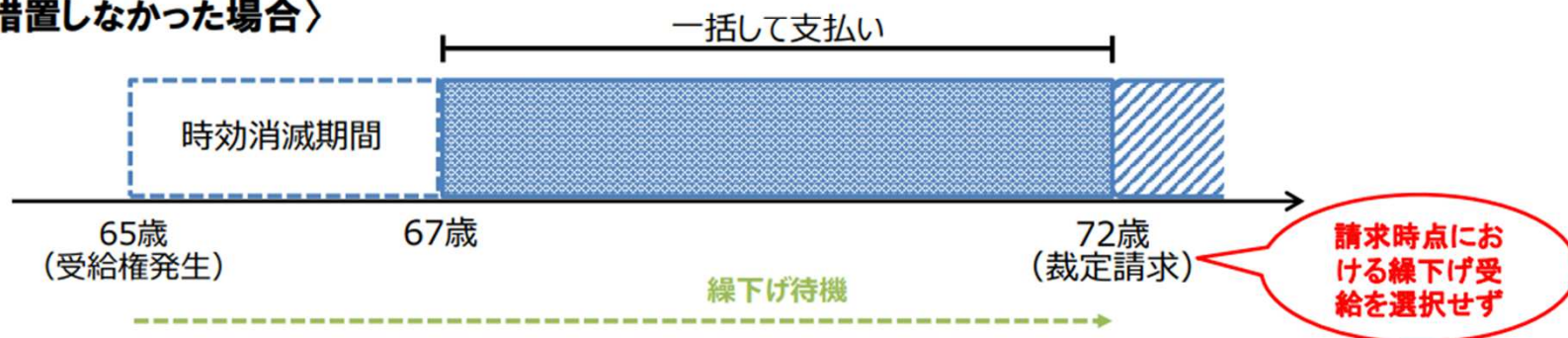


# 令和5年4月施行 70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度

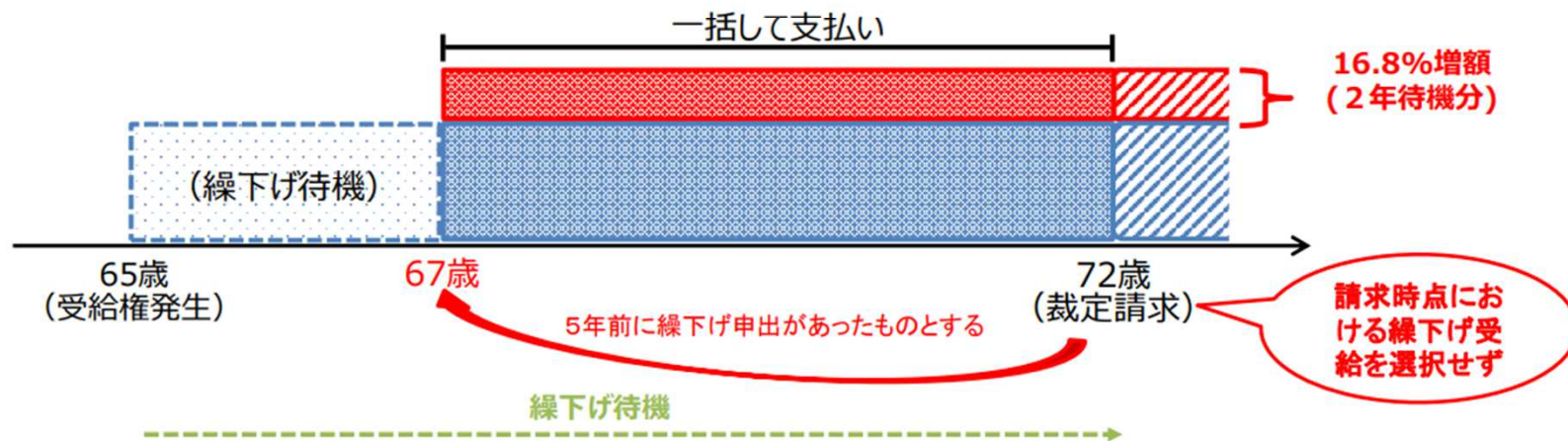
- 70歳以降になってから請求を行い、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、現行の仕組みでは、繰下げ増額のない本来額の年金が受給権発生時から支給されることとなるが、その際一部の支分権が時効により消滅する。
- このため、70歳以降に請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。  
(支給する年金には受給権発生から裁定請求の5年前までの月数に応じた増額を行う。)

【例：72歳まで繰下げ待機をしていた者が65歳からの本来受給を選択したケース】

## 〈何も措置しなかった場合〉

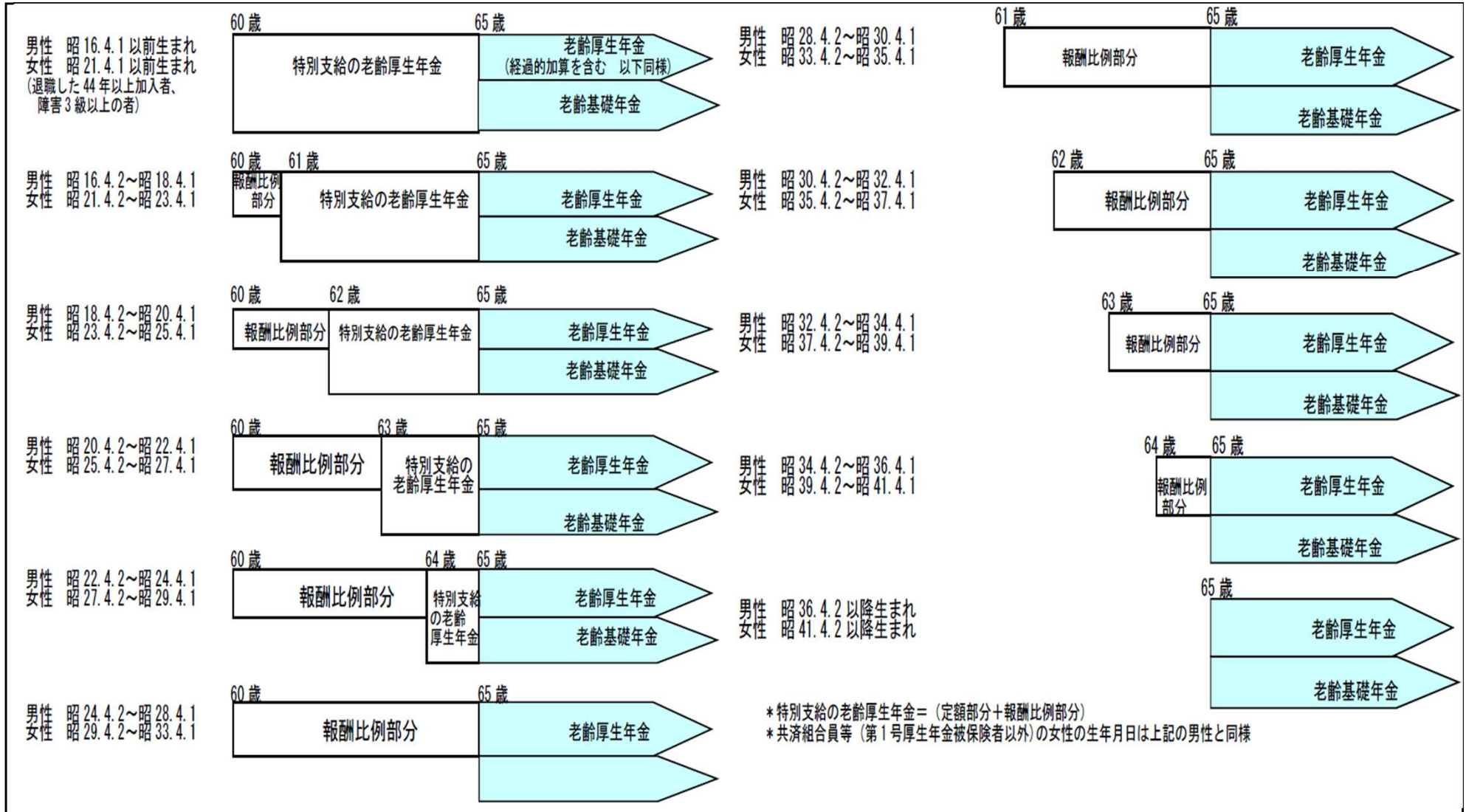


## 〈請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給した場合(見直し案)〉





# 厚生年金加入者の受給開始年齢表



# 国民年金の額

## (1) 年金額

### 満額

780,900円 (令和3年度価格)

**777,800円** (令和4年度価格) 0.4%引下げ

老齢基礎年金額の計算式 :  $777,800円 \times (\text{保険料納付済月数} \div 480\text{月})$

※ただし未納、免除(全額・一部)、学生納付特例、納付猶予の期間は減額対象期間になる

# 国民年金の額

## (2) 老齢基礎年金の計算式

$$\text{老齢基礎年金} = 777,800\text{円} \times \frac{\text{納付月数} + A + B}{\text{加入可能年数} \times 12} + \text{付加年金}$$

**A (国庫負担が1/3の期間：平成21年3月以前)**

$$= \text{全額免除月数} \times \frac{1}{3} + \text{3/4免除月数} \times \frac{1}{2} + \text{1/2免除月数} \times \frac{2}{3} + \text{1/4免除月数} \times \frac{5}{6}$$

**B (国庫負担が1/2の期間：平成21年4月以降)**

$$= \text{全額免除月数} \times \frac{1}{2} + \text{3/4免除月数} \times \frac{5}{8} + \text{1/2免除月数} \times \frac{3}{4} + \text{1/4免除月数} \times \frac{7}{8}$$

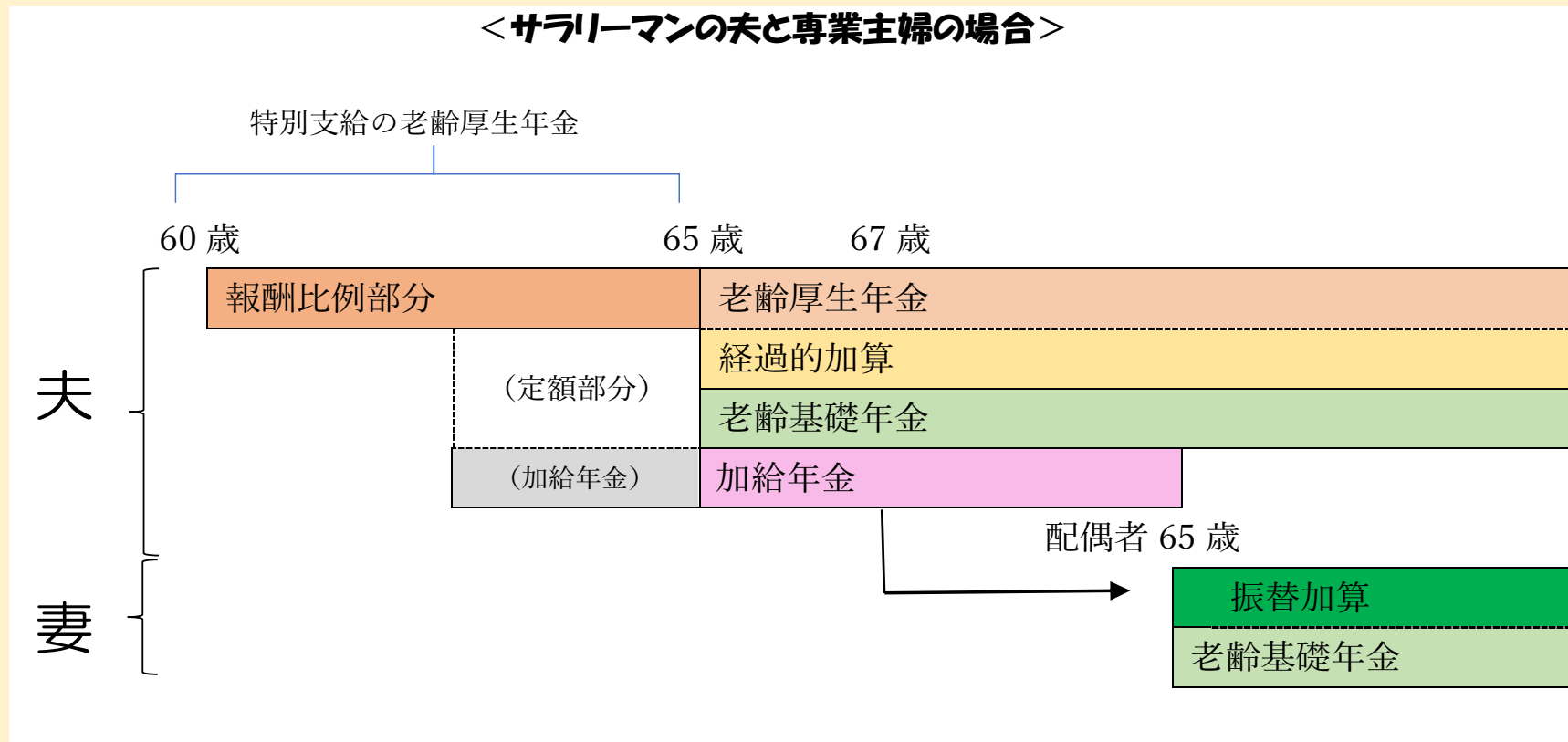
(令和4年度価格)

\* 1カ月の付加保険料 = 400円

付加年金 = 200円 × 付加保険料納付済月数 \* 第1号被保険者のみが対象

# 厚生年金の額

## (1) 夫婦の年金受給形態



# 厚生年金の額

## (2)特別支給の老齢厚生年金額の計算

- 要件 老齢基礎年金の受給要件を満たし、かつ厚生年金に1年以上加入

### 報酬比例部分

#### ◆本来水準

年金額 = (①平成15年3月以前の被保険者期間分 + ②平成15年4月以降の被保険者期間分)

①平均標準報酬月額×生年月日による乗率[ (9.5~7.125) / 1000 ] ×被保険者期間の月数

②平均標準報酬額×生年月日による乗率[ (7.308~5.481) / 1000 ] ×被保険者期間の月数

$$\text{※平均標準報酬月額} = \frac{\text{平成15年3月までの標準報酬月額の合計額}}{\text{平成15年3月までの被保険者月数}}$$

$$\text{※平均標準報酬額} = \frac{\text{平成15年4月以降の標準報酬月額の合計} + \text{平成15年4月以降の標準賞与額の合計}}{\text{平成15年4月以後の被保険者月数}}$$

\*いずれも再評価率による調整あり

# 年金早見表

老齢基礎年金額=777,800 加給年金=223,800 3人目の子74,600 中高齢寡婦加算= 583,400 (単位:円)

生年月日	A	B	C	D	E	F		G	H	I	J	K	L	M	N	O	
	国民年金と合 せた期間	厚生共済を 合せた期間	厚生の中 高年齢の特 例*	加入可 能年数	振替 加算額 (年額)	男子の支 給開始年 齢		女子の支 給開始年 齢		定額上限 月数	定額単 価乗率	報酬比例 旧乗率	報酬比例 旧乗率	報酬比例 新乗率	報酬比例 新乗率	加給 年金額 (年額)	経過的寡 婦加算額 (年額)
						報酬 比例	定額 部分	報酬 比例	定額 部分			/1000 ~2003.3	/1000 2003.4~	/1000 ~2003.3	/1000 2003.4~		
T15.4.1以前	旧制度の老齢年金または通算老齢年金が支給される。															583,400	
T15.4.2~S2.4.1	21年	20年	15年	25年	223,800	60歳	55歳	420月	1.875	10.00	7.692	9.500	7.308	223,800	583,400		
S2.4.2~S3.4.1	22年	"	"	26年	217,757	"	"	"	1.817	9.86	7.585	9.367	7.205	"	553,485		
S3.4.2~S4.4.1	23年	"	"	27年	211,939	"	"	"	1.761	9.72	7.477	9.234	7.103	"	525,785		
S4.4.2~S5.4.1	24年	"	"	28年	205,896	"	"	432月	1.707	9.58	7.369	9.101	7.001	"	500,064		
S5.4.2~S6.4.1	25年	"	"	29年	199,853	"	"	"	1.654	9.44	7.262	8.968	6.898	"	476,117		
S6.4.2~S7.4.1	"	"	"	30年	194,035	"	"	"	1.603	9.31	7.162	8.845	6.804	"	453,767		
S7.4.2~S8.4.1	"	"	"	31年	187,992	"	56歳	"	1.553	9.17	7.054	8.712	6.702	"	432,858		
S8.4.2~S9.4.1	"	"	"	32年	181,949	"	"	"	1.505	9.04	6.954	8.588	6.606	"	413,256		
S9.4.2~S10.4.1	"	"	"	33年	176,131	"	57歳	444月	1.458	8.91	6.854	8.465	6.512	256,900	394,842		
S10.4.2~S11.4.1	"	"	"	34年	170,088	"	"	"	1.413	8.79	6.762	8.351	6.424	"	377,512		
S11.4.2~S12.4.1	"	"	"	35年	164,045	"	58歳	"	1.369	8.66	6.662	8.227	6.328	"	361,171		
S11.4.2~S12.4.1	"	"	"	36年	158,227	"	"	"	1.327	8.54	6.569	8.113	6.241	"	345,739		
S13.4.2~S14.4.1	"	"	"	37年	152,184	"	59歳	"	1.286	8.41	6.469	7.990	6.146	"	331,141		
S14.4.2~S15.4.1	"	"	"	38年	146,141	"	"	"	1.246	8.29	6.377	7.876	6.058	"	317,311		
S15.4.2~S16.4.1	"	"	"	39年	140,323	"	60歳	"	1.208	8.18	6.292	7.771	5.978	289,800	304,190		
S16.4.2~S17.4.1	"	"	"	40年	134,280	60歳	61歳	"	1.170	8.06	6.200	7.657	5.890	322,900	291,725		
S17.4.2~S18.4.1	"	"	"	"	128,237	"	"	"	1.134	7.94	6.108	7.543	5.802	355,900	272,280		
S18.4.2~S19.4.1	"	"	"	"	122,419	"	62歳	"	1.099	7.83	6.023	7.439	5.722	388,900	252,835		
S19.4.2~S20.4.1	"	"	"	"	116,376	"	"	456	1.065	7.72	5.938	7.334	5.642	"	233,390		
S20.4.2~S21.4.1	"	"	"	"	110,333	"	63歳	468	1.032	7.61	5.854	7.230	5.562	"	213,945		
S21.4.2~S22.4.1	"	"	"	"	104,515	"	60歳	61歳	480	1.000	7.50	5.769	7.125	5.481	"	194,500	
S22.4.2~S23.4.1	"	"	16年	"	98,472	"	64歳	"	"	"	"	"	"	"	175,055		
S23.4.2~S24.4.1	"	"	17年	"	92,429	"	"	62歳	"	"	"	"	"	"	155,610		
S24.4.2~S25.4.1	"	"	18年	"	86,611	"	—	"	"	"	"	"	"	"	136,165		
S25.4.2~S26.4.1	"	"	19年	"	80,568	"	—	63歳	"	"	"	"	"	"	116,720		
S26.4.2~S27.4.1	"	"	20年	"	74,525	"	—	"	"	"	"	"	"	"	97,275		
S27.4.2~S28.4.1	"	21年	—	"	68,707	"	—	64歳	"	"	"	"	"	"	77,830		
S28.4.2~S29.4.1	"	22年	—	"	62,664	61歳	—	"	"	"	"	"	"	"	58,385		
S29.4.2~S30.4.1	"	23年	—	"	56,621	"	—	"	"	"	"	"	"	"	38,940		
S30.4.2~S31.4.1	"	24年	—	"	50,803	62歳	—	"	"	"	"	"	"	"	19,495		
S31.4.2~S32.4.1	"	25年	—	"	44,760	"	—	"	"	"	"	"	"	"	—		
S32.4.2~S33.4.1	"	"	—	"	38,717	63歳	—	"	"	"	"	"	"	"	—		
S33.4.2~S34.4.1	"	"	—	"	32,899	"	—	61歳	—	"	"	"	"	"	—		
S34.4.2~S35.4.1	"	"	—	"	26,856	64歳	—	"	"	"	"	"	"	"	—		
S35.4.2~S36.4.1	"	"	—	"	20,813	"	—	62歳	—	"	"	"	"	"	—		
S36.4.2~S37.4.1	"	"	—	"	14,995	65歳	—	"	"	"	"	"	"	"	—		
S37.4.2~S38.4.1	"	"	—	"	14,995	"	—	63歳	—	"	"	"	"	"	—		
S38.4.2~S39.4.1	"	"	—	"	14,995	"	—	"	"	"	"	"	"	"	—		
S39.4.2~S40.4.1	"	"	—	"	14,995	"	—	64歳	—	"	"	"	"	"	—		
S40.4.2~S41.4.1	"	"	—	"	14,995	"	—	"	"	"	"	"	"	"	—		
S41.4.2以降	"	"	—	"	—	"	—	65歳	—	"	"	"	"	"	—		

# 厚生年金の額

## (3) 特別支給の老齢厚生年金額の計算

### ◆加給年金額

<要件>

- ①厚生年金に原則20年以上加入し、  
定額部分の受給開始時、または65歳時から受給となる。
- ②65歳前の配偶者または子の収入が850万円未満。
- ③夫婦ともに加給年金の要件を満たすと、夫婦ともに加給年金が  
支給停止となる。
  - ・子としての年齢の上限は、18歳になった後の最初の年度末（3月31日）、  
または障害（1～2級）のある場合は20歳未満の子

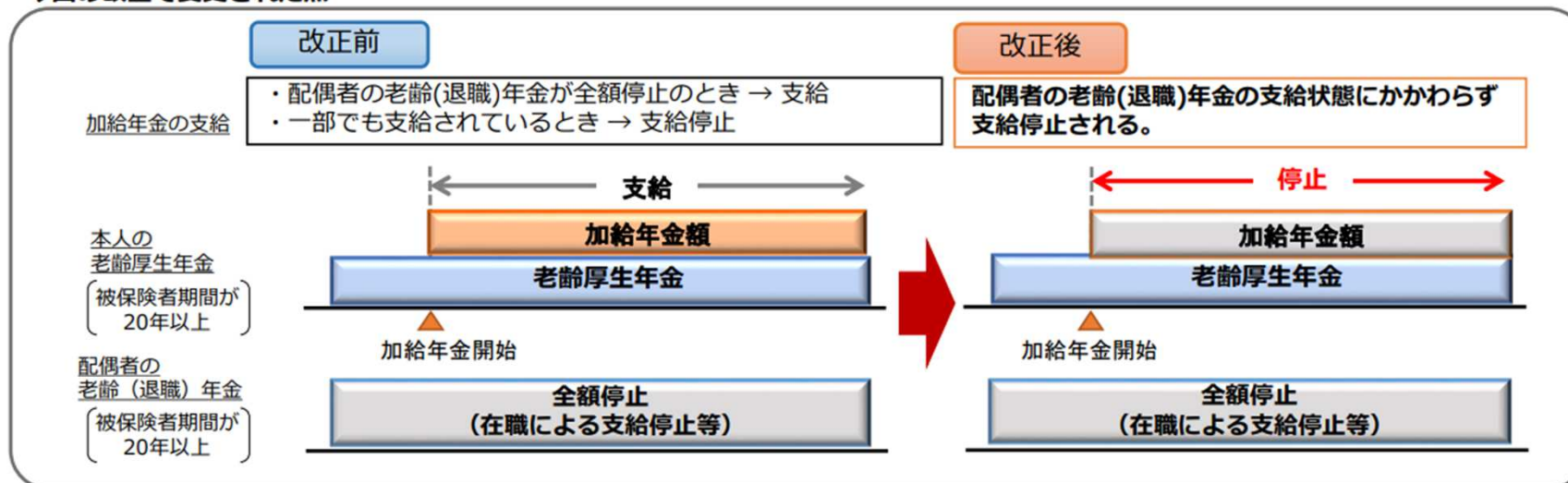
## 令和4年4月から加給年金の支給停止の規定が見直されました

加給年金は厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方に、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で生計を維持している配偶者または子がいるとき、自身の年金に加算されます。

生計を維持している配偶者に**老齢や退職、障害を支給事由とする給付**を受け取る権利がある場合、加給年金は支給停止されますが、配偶者に対する給付が全額支給停止されている場合には、加給年金が支給されることとなっていました。

**令和4年4月以降**は、配偶者の老齢または退職を支給事由とする給付が全額支給停止となっている場合にも、これらを受け取る権利がある場合は、**加給年金は支給停止されます**。※障害を支給事由とする給付については変更ありません。

### 今回の改正で変更された点



### 【経過措置】

以下の①および②の要件を満たす場合については、**令和4年4月以降も引き続き加給年金の支給を継続する経過措置**が設けられています。

- ① 令和4年3月時点で、本人の老齢厚生年金または障害厚生年金に加給年金が支給されているとき
- ② 令和4年3月時点で、加給年金額の対象者である配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有しており、全額が支給停止されているとき



# 厚生年金の額

## (4)特別支給の老齢厚生年金額の計算

### ◆加給年金額

＜加給年金額＞ 配偶者及び子の数に応じた金額  
・加給年金対象配偶者については別途特別加算あり

(令和4年度価格)

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	223,800円	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には制限なし)
1人目・2人目の子	各223,800円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	各74,600円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

# 厚生年金の額

## (5) 特別支給の老齢厚生年金額の計算

### ◆配偶者加給年金額

受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額*
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,100円	256,900円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,000円	289,800円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,100円	322,900円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,100円	355,900円
昭和18年4月2日以後	165,100円	388,900円
* 加給年金額：223,800円に加算		

(令和4年度価格)

# 厚生年金の額

## (6) 65歳からの年金額 1カ月以上加入

a. 老齢基礎年金

b. 老齢厚生年金( = 報酬比例部分)

c. 経過的加算額 (定額部分 - 老齢基礎年金)

(1,621円×生年月日に応じた率×被保険者月数) - 老齢基礎年金

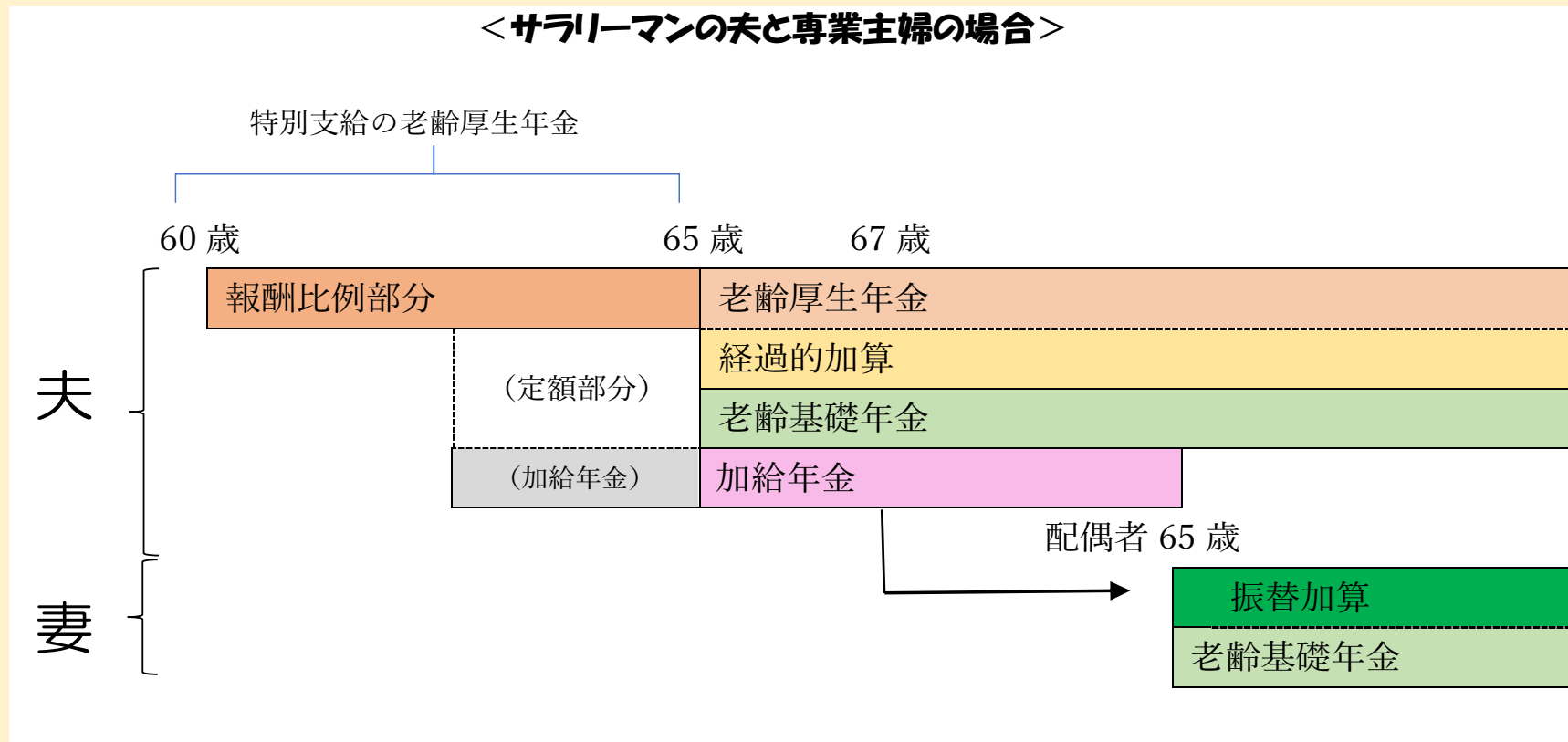
d. 加給年金額

e. 65歳からの年金額

65歳からの年金 = a + b + c + d

# 厚生年金の額

## (7) 夫婦の年金受給形態



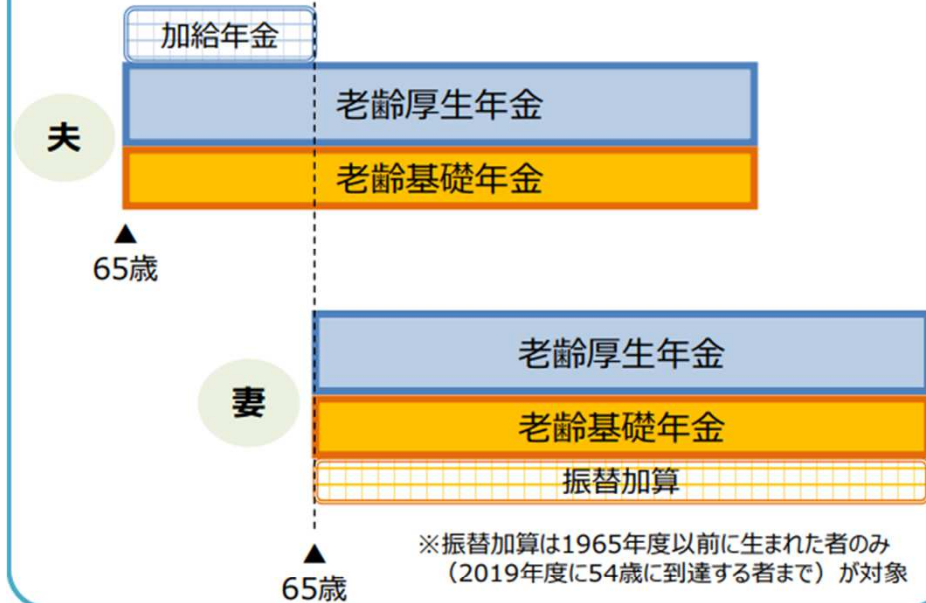
# 加給年金・振替加算を受給しつつ繰下げを選択する方法

現行制度上、老齢厚生年金と老齢基礎年金は別個に繰下げを選択可能。

- 老齢基礎年金を繰り下げても、**老齢厚生年金**を繰り下げなければ、**加給年金**は受給可能。
- 老齢厚生年金を繰り下げても、**老齢基礎年金**を繰り下げなければ、**振替加算**は受給可能。

## 繰下げを行わない場合

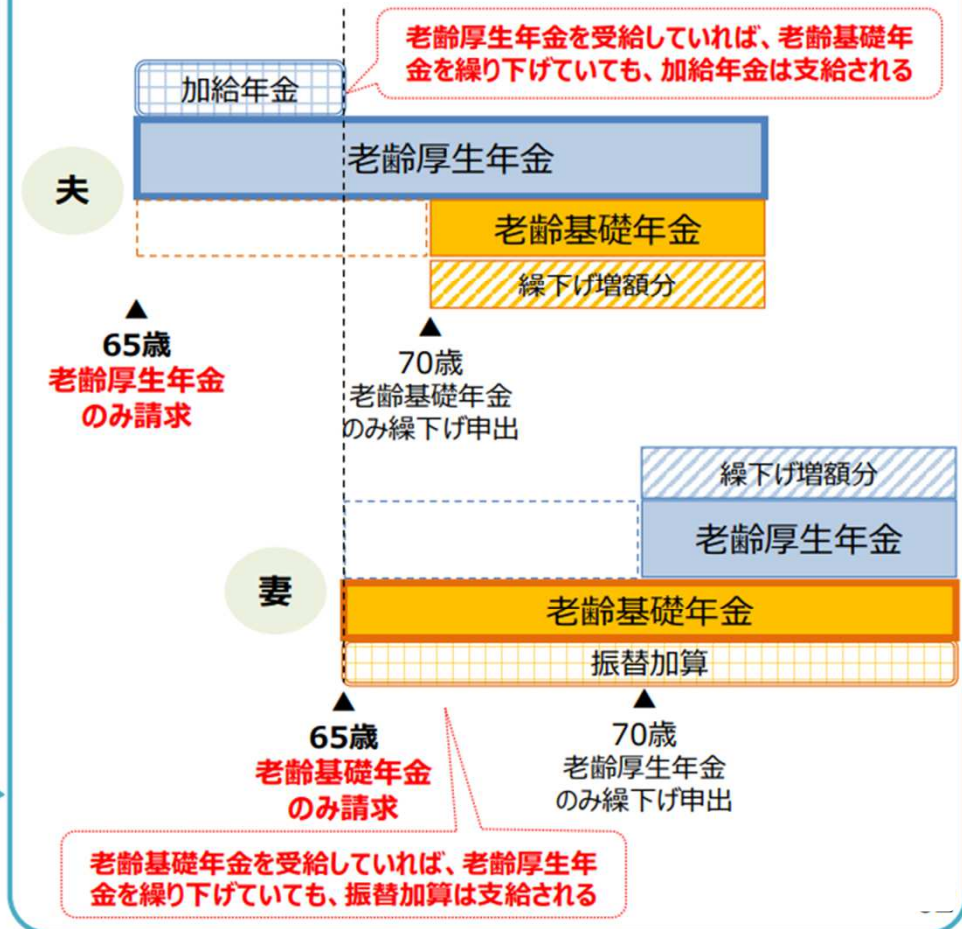
※加給年金は厚生年金被保険者月数が240月以上であることが必要



- 夫が**加給年金**を受給するためには、**老齢厚生年金**を繰り下げず受給していればよい
- 妻が**振替加算**を受給するためには、**老齢基礎年金**を繰り下げず受給していればよい

→ 加給年金・振替加算を受給しながら、**夫は老齢基礎年金、妻は老齢厚生年金**について繰下げを選択可能

## 加給年金・振替加算を受給しつつ繰下げを選択する方法 (別個繰下げ)



# 厚生年金の額

## (8) 60歳から64歳までの在職老齢年金の計算式（低在老） 令和4年3月まで

$$\text{基本月額} = \text{年金額（加給年金額を除く）} \times \frac{1}{12}$$

スタート

総報酬月額相当額※と基本月額の合計が28万円以下

全額支給

総報酬月額相当額※と基本月額の合計が28万円超

総報酬月額相当額※  
が47万円以下

基本月額の合計  
が28万円以下

$$\text{基本月額} - \left( \text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円} \right) \times \frac{1}{2}$$

$$\text{基本月額} - \left( \text{総報酬月額相当額} \times \frac{1}{2} \right)$$

総報酬月額相当額※  
が47万円超

基本月額の合計  
が28万円以下

$$\text{基本月額} - \left( \text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円} \right) \times \frac{1}{2} - \left( \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円} \right)$$

基本月額の合計  
が28万円超

$$\text{基本月額} - \left( 47\text{万円} \times \frac{1}{2} \right) - \left( \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円} \right)$$

## 厚生年金の額

### (9) 65歳からの在職老齢年金の計算式（高在老） **令和4年4月から60歳以上**

◆ 老齢厚生年金月額（加給年金と経過的加算を除く）… A

◆ 総報酬月額相当額※ … B

① AとBとの合計が47万円以下

→

全額支給

② AとBが47万円超

→

$(A - \frac{A+B-47万円}{2}) + 経過的加算 + 老齢基礎年金$

※ 総報酬月額相当額とは、

「給与（標準報酬月額）」と「直前1年間のボーナス（標準賞与額：1回の上限額150万円）の総額を12で除した額」との合計。

(65歳未満の特別支給の老齢厚生年金においても令和4年4月から同様の計算方法に変更となる)

▶ 厚生年金保険料の納付は原則70歳までとなる。

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

【令和4年3月以前の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき	支給停止額 = 0円 (全額支給)
基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき	支給停止額 = (総報酬月額相当額+基本月額-28万円) ×1/2×12
基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき	支給停止額 = {(47万円+基本月額-28万円) ×1/2+ (総報酬月額相当額-47万円)} ×12
基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のとき	支給停止額 = 総報酬月額相当額 ×1/2×12
基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき	支給停止額 = {47万円×1/2+(総報酬月額相当額-47万円)}×12

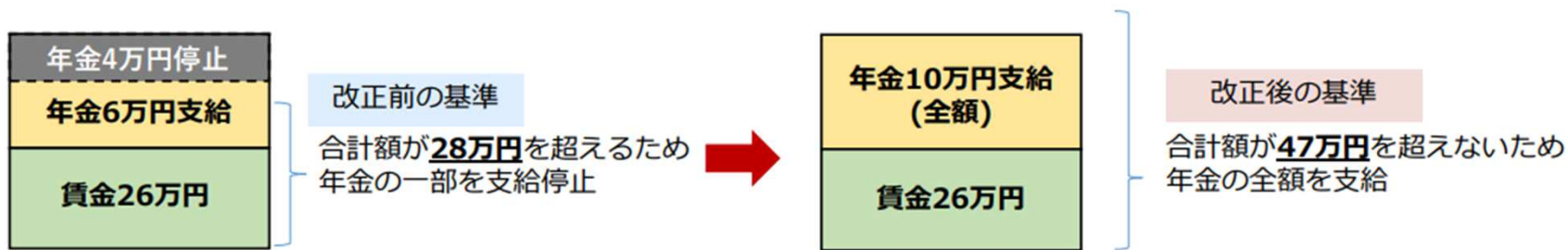
【令和4年4月以降の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき	支給停止額 = 0円 (全額支給)
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき	支給停止額 = (総報酬月額相当額+基本月額-47万円) ×1/2×12

<用語の説明>

- ・基本月額  
加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の月額
- ・総報酬月額相当額  
(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷12

【例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合】





# 厚生年金の額

## (10) 失業等給付「基本手当」と「特別支給の老齢厚生年金」の併給調整

特別支給の老齢厚生年金を受給中に、基本手当を受給すると、  
特別支給の老齢厚生年金は**全額支給停止**

# ◆ 高年齢雇用継続給付の概要

## 1. 高年齢雇用継続給付

- ① 高年齢雇用継続基本給付金
- ② 高年齢再就職給付金

## 2. 高年齢雇用継続基本給付金

### (1) 支給対象者

60歳以上65歳未満の雇用保険被保険者であつて、各暦月（＝支給対象月）の賃金額が60歳到達時の賃金月額の低下率が75%未満の状態で開催されている者。

ただし、被保険者であつた期間が5年以上であることが必要。

$$\text{低下率 (X)} = \frac{\text{支給対象月の賃金 (60歳以降の賃金)}}{\text{60歳到達時の賃金月額}} \times 100$$

(小数点以下第3位を四捨五入)

## 2.高年齢雇用継続基本給付金

### (1) 支給対象額

#### ① 低下率が61%未満の時

支給額 = 60歳以降の支給対象月の賃金×15% (小数点以下切捨)

#### ② 低下率が61%以上75%未満の時

イ) 支給率 (Y) =  $\frac{-183X + 13,725}{280} \times \frac{100}{X}$  (小数点以下第3位を四捨五入)

ロ) 支給額 = 60歳以降の支給対象月の賃金×Y× $\frac{1}{100}$  (小数点以下切捨)

(注)賃金額と上の計算式による支給額の合計の上限は364,595円 (令和4年8月現在)

### (2) 支給期間

60歳に到達した月から65歳に達する月まで。

## 高年齢雇用継続給付(令和4年8月1日以後の支給対象期間から変更)

- 支給限度額 360,584円 → 364,595円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額(364,595円)以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、 $364,595円 - (\text{支給対象月に支払われた賃金額})$  が支給額となります。

- 最低限度額 2,061円 → 2,125円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

- 60歳到達時等の賃金月額

上限額 473,100円 → 478,500円

下限額 77,310円 → 79,710円

60歳到達時の賃金が上限額以上(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を用いて支給額を算定します。

### 3. 高年齢再就職給付金

#### (2) 支給額

高年齢雇用継続基本給付金と同様

#### (3) 支給期間

失業給付（基本手当）の支給残日数	支給期間
100日以上200日未満	1年間
200日以上	2年間

\* 被保険者が65歳に達した月までの支給となる。

## 4-1. 高年齢雇用継続給付と老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)を受給する場合の規定

65歳未満の厚生年金の被保険者が、老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)を受給する場合、標準報酬月額の高6%の年金が支給停止。

- ① 標準報酬月額がみなし賃金月額の高61%未満であるとき

$$\text{調整額} = \text{標準報酬月額} \times \frac{6}{100}$$

- ② 標準報酬月額がみなし賃金月額の61%以上75%未満であるとき

$$\text{調整額} = \text{標準報酬月額} \times \text{調整率} (\%)$$

$$\text{調整率} (\%) = \frac{-183X + 13,725}{280} \times \frac{100}{X} \times \frac{6}{15}$$

X (%) = みなし賃金月額に対する支給対象月の賃金の割合 (%)

## 4-2. 高年齢雇用継続給付と老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)を受給する場合の規定

### ③ 標準報酬月額と高年齢雇用継続給付との合計額が支給限度額を超えるとき

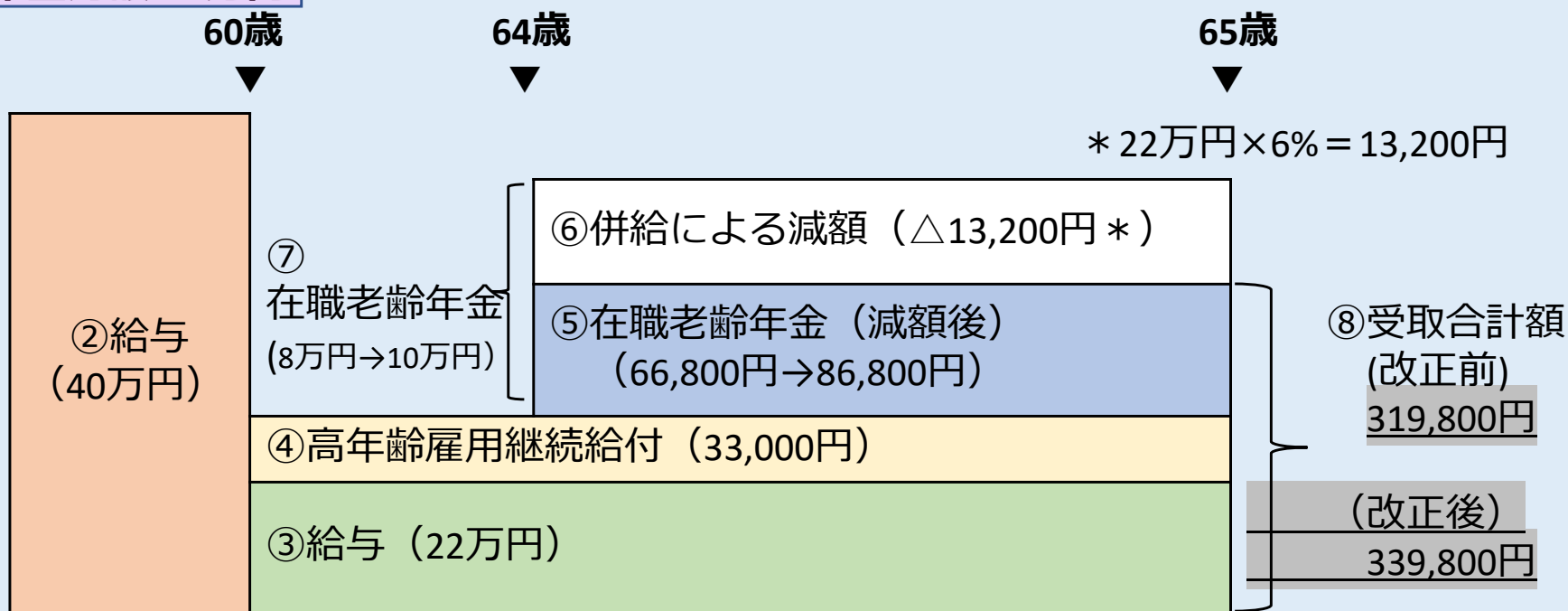
$$\text{調整額} = (\text{支給限度額} - \text{標準報酬月額}) \times \frac{6}{15}$$

\* ①～③による調整額が在職老齢年金による調整後の年金支給額（加給年金額を除く）を超える場合は、年金は全額が支給停止となる。

## 4-3. 高年齢雇用継続給付と老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)を受給する場合の規定

### <60歳代前半の受給パターン>

①年金月額10万円



◇給与 = 標準報酬月額



# 被用者保険の適用事業所について

- ・ 常時1名以上使用される者がいる、法人事業所 (A) …… **強制適用**
- ・ 常時5名以上使用される者がいる、法定16業種に該当する個人の事業所 (B) …… **強制適用**
- ・ 上記以外 (C) …… **強制適用外** (労使合意により任意に適用事業所となることは可能=**任意包括適用**)

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定16業種(※)	強制適用事業所 (A)	(B)	
上記以外の業種(非適用業種) 例: 第一次産業(農林水産業等) 接客娯楽業(旅館、飲食店等) 法務業(弁護士、税理士等) 宗教業(寺院、神社等) サービス業(飲食店・理美容店)			(C) 任意包括適用

※ 健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

- |   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業                   | ⑨ 金融又は保険の事業                          |
| ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業 | ⑩ 物の保管又は質貸の事業                        |
| ③ 鉱物の採掘又は採取の事業                              | ⑪ 媒介周旋の事業                            |
| ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業                       | ⑫ 集金、案内又は広告の事業                       |
| ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業                              | ⑬ 教育、研究又は調査の事業                       |
| ⑥ 貨物積みおろしの事業                                | ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業                   |
| ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業                              | ⑮ 通信又は報道の事業                          |
| ⑧ 物の販売又は配給の事業                               | ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業 |

強制適用事業所 …… 約229万事業所  
任意包括適用事業所 …… 約9万事業所

注: 適用事業所数は、2019年7月現;

令和4年10月から土業の個人事業所の社会保険の加入が必要

- 令和4年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所については、厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所になります。
- 強制適用事業所になると、対象となる従業員の方を被保険者にする必要があります。
- 新規適用届、被保険者資格取得届等の届出が必要となります。

### 適用の対象となる土業

弁護士 沖縄弁護士 外国法事務弁護士 公認会計士 公証人 司法書士  
土地家屋調査士 行政書士 海事代理士 税理士 社会保険労務士 弁理士

### 被保険者となる方

- 適用事業所となる場合、以下の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

#### ① 正社員の方

#### ② パート・アルバイト等のうち、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上である方

※厚生年金保険は、原則70歳に達するまでの加入となります。

※外国人であっても加入要件を満たした場合、国籍を問わず被保険者になります。

- 個人事業所の事業主の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者になりません。ご注意ください。

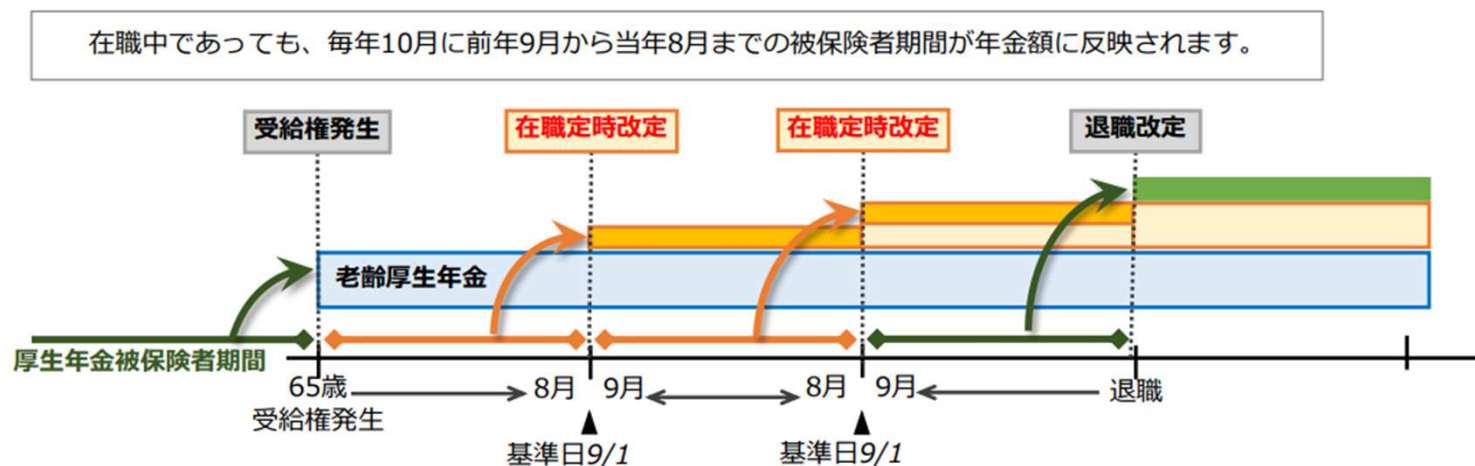


# 在職定時改定の導入

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、令和4年3月までは、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ年金額が改定されていました。  
就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図る観点から、令和4年4月から、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました。

## 在職定時改定の仕組み

- 基準日（毎年9月1日）において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（毎年10月）分の年金から改定されます。令和4年10月分については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて、年金額が改定されます。
- 対象者となるのは**65歳以上70歳未満**の老齢厚生年金の受給者です。
  - ▶65歳未満の方は繰上げ受給をされている方であっても在職定時改定の対象となりません。



# 脱退一時金制度の見直し（令和3年4月施行）

## 支給上限年数の引き上げ

## 3年から5年に拡大

＜国民年金の脱退一時金の金額＞

最後に保険料を納付した月が属する年度の保険料額×2分の1×支給額計算に用いる数<sup>Ⓐ</sup>

＜厚生年金の脱退一時金の金額＞

被保険者であった期間の平均標準報酬額×支給率（保険料率×2分の1×支給率計算に用いる数<sup>Ⓑ</sup>）

国民年金（令和4年）		
納付済期間	倍率 <sup>Ⓐ</sup>	金額
6月以上12月未満	6	49,770円
12月以上18月未満	12	99,540円
18月以上24月未満	18	149,310円
24月以上30月未満	24	199,080円
30月以上36月未満	30	248,850円
36月以上42月未満	36	298,620円
42月以上48月未満	42	348,390円
48月以上54月未満	48	398,160円
54月以上60月未満	54	447,930円
60月以上	60	497,700円

\* 1か月の保険料 = 16,590円

厚生年金		
被保険者であった期間	倍率 <sup>Ⓑ</sup>	支給率
6月以上12月未満	6	0.5
12月以上18月未満	12	1.1
18月以上24月未満	18	1.6
24月以上30月未満	24	2.2
30月以上36月未満	30	2.7
36月以上42月未満	36	3.3
42月以上48月未満	42	3.8
48月以上54月未満	48	4.4
54月以上60月未満	54	4.9
60月以上	60	5.5

（最終月が2022年（令和4年）4月現在 \* 保険料率 = 18.3%）

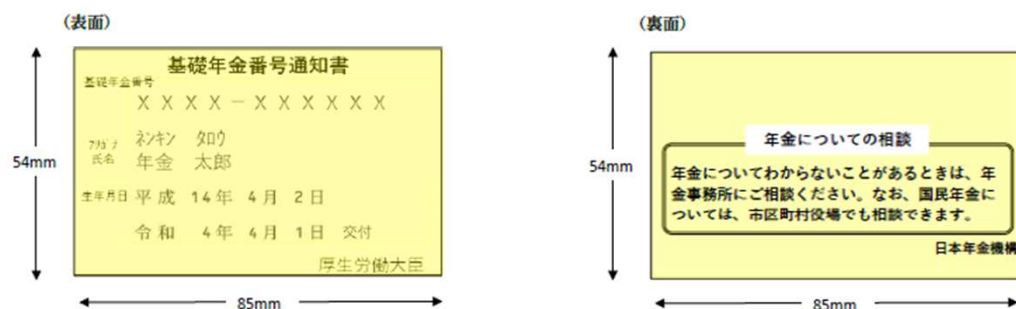
## 年金担保貸付事業の廃止

- ◆年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度は、令和2年の年金制度の法律改正により、令和4年3月31日をもって申込の受付を終了。
- ◆令和4年3月末の時点で借入額が残っている場合でも、その返済期間及び返済方法は従来と全く同様。繰り上げて返済する必要なし。返済が困難となった場合の条件緩和措置も引き続き利用可能
- ◆家計に関する支援が必要な場合は住まいの地域の自立相談支援機関が対応。必要に応じて社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」(利用要件あり)の支援制度の利用が可能

## 令和4年4月から年金手帳は基礎年金番号通知書に変わります

令和4年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」が発行されます。

### ○ 基礎年金番号通知書の様式



### ○ 年金手帳をお持ちの方へ

既に年金手帳をお持ちの方には、「基礎年金番号通知書」は発行されません。令和4年4月1日以降も、年金手帳は基礎年金番号が確認できる書類としてご利用できますので、引き続き年金手帳を大切に保管してください。

#### ➤ 年金手帳を紛失した場合

年金手帳の紛失等により令和4年4月1日以降に再発行を希望される場合は、年金手帳に代わり、「基礎年金番号通知書」の再交付を申請することができます。

※ 令和4年3月中に受付した年金手帳再交付申請書のうち、処理状況によって交付年月日が令和4年4月1日以降となる場合は、「基礎年金番号通知書」が発行されます。

### ○ 年金に関する照会や申請は、マイナンバーもご利用いただけます。

## 確定拠出年金と確定給付企業年金の比較

	確定拠出年金	確定給付企業年金
仕組み	あらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額をもとに、個人別年金給付額が決定される仕組み。	あらかじめ給付の算定方法が決まっている仕組み。
実施主体	<企業型DC> 事業主 <iDeCo> 国民年金基金連合会	企業年金基金または事業主
掛金	<企業型DC> 事業主拠出 (規約に定めた場合は加入者も拠出可能) <iDeCo> 本人拠出 (「iDeCo+」を利用する場合は事業主も拠出可能)	原則事業主拠出 (加入者が同意した場合は加入者拠出が可能)
資産運用等	加入者が運用を行い、資産は個人別に管理される。	制度実施者(企業等)がまとめて運用管理を行う。
税制	<拠出時> 非課税 (小規模企業共済等掛金控除) <運用時> ■運用益：運用中は非課税 ■積立金：特別法人税課税(現在、課税は停止されています。) <給付時> ■年金として受給：公的年金等控除 ■一時金として受給：退職所得控除	<拠出時> 非課税 (加入者拠出は実質課税(生命保険料控除)) <運用時> ■積立金：特別法人税課税(現在、課税は停止されています。) <給付時> ■年金として受給：公的年金等控除 ■一時金として受給：退職所得控除 ※加入者拠出相当分は非課税

## iDeCoの加入資格

加入区分	加入対象となる方	加入対象とならない方
国民年金の第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業者年金の被保険者</li> <li>■ 国民年金の保険料納付を免除（一部免除を含む）されている方（ただし、障害基礎年金を受給されている方等は加入できます）</li> </ul>
国民年金の第2号被保険者	厚生年金の被保険者(会社員、公務員)*	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ お勤めの企業で、企業型確定拠出年金に加入している方（ただし、企業型確定拠出年金規約で個人型同時加入を認めている場合は加入できます）</li> </ul>
国民年金の第3号被保険者	厚生年金の被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	—
国民年金の任意加入被保険者	国民年金に任意で加入した方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方</li> <li>・ 20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方</li> </ul>	—

\*65歳以上の厚生年金被保険者で加入期間が120月以上ある方は国民年金の第2号被保険者とはなりません。



## 確定拠出年金の給付

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
給付	5年以上の有期又は終身年金 (規約の規定により一時金の選択可能)	5年以上の有期又は終身年金 (規約の規定により一時金の選択可能)	一時金	一時金
受給要件等	原則60歳に到達した場合に受給することができる (60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢が段階的に先延ばしになる) ・ 8年以上10年未満→61歳 ・ 6年以上8年未満→62歳 ・ 4年以上6年未満→63歳 ・ 2年以上4年未満→64歳 ・ 1月以上2年未満→65歳	75歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者等が、傷病の状態で一定期間(1年6ヶ月)を経過した場合に受給することができる	加入者等が死亡した際、その遺族が資産残高を受給することができる	一定の要件を満たした場合に受給することができる

# 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善 (2022年5月1日施行)



## 年金資産お持ち運び（ポータビリティ）の可否

		資産移換先の制度				
		確定給付企業年金 (DB)	企業型確定拠出年金 (企業型DC)	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	通算企業年金	中小企業退職金共済
移換前に加入していた制度	確定給付企業年金 (DB)	○	○ (※1)	○ (※1)	○ (※1)	○ (※3)
	企業型確定拠出年金 (企業型DC)	○	○	○	○	○ (※3)
	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	○	○	—	×	×
	通算企業年金基金	○	○	○	—	×
	中小企業退職金共済	○ (※2+※3)	○ (※2+※3)	×	×	○

(※1) DBから企業型DC・iDeCoには、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。

(※2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。

(※3) 合併等の場合に限って措置。

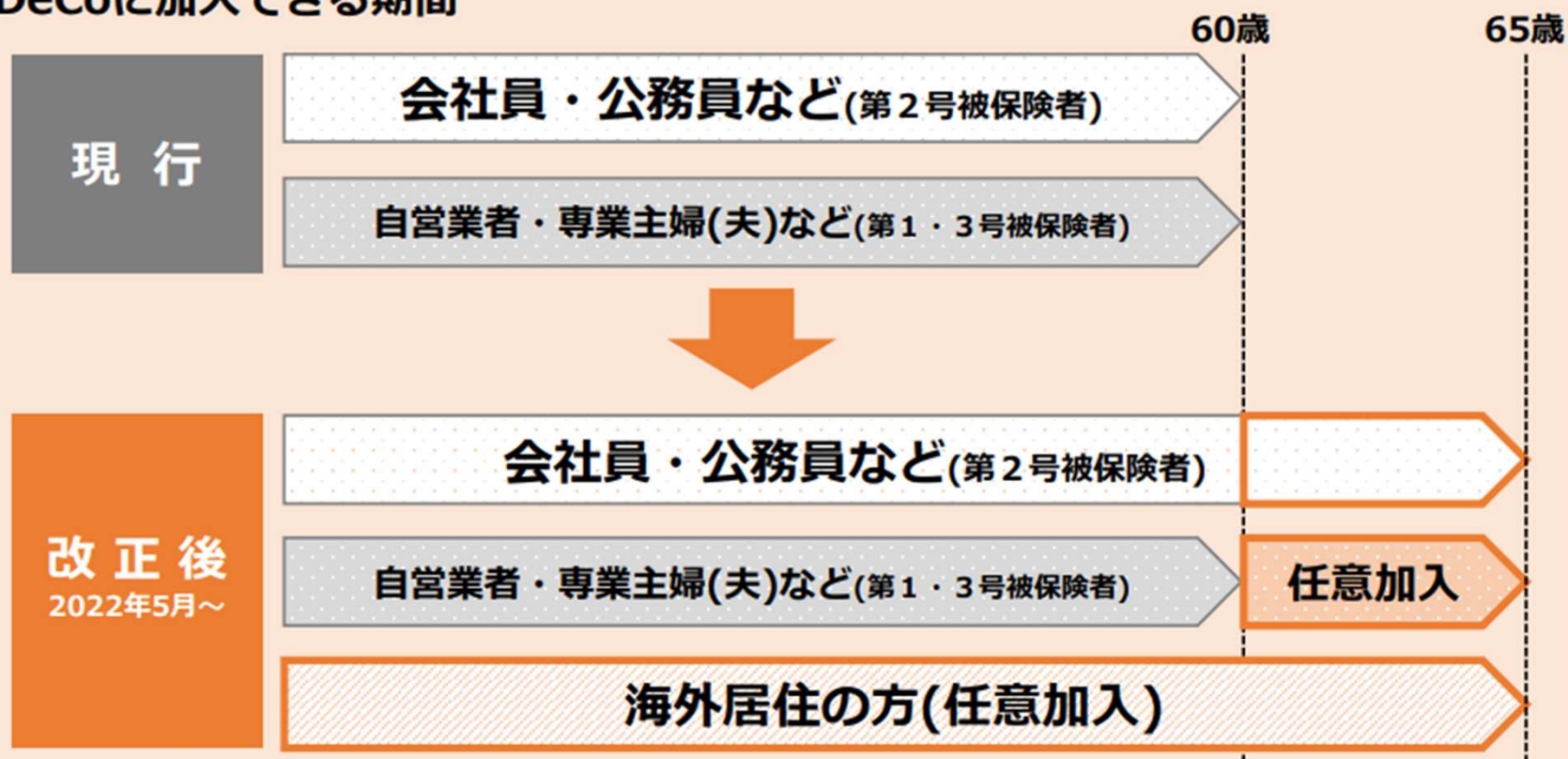
# iDeCoの加入可能年齢の拡大(2022年5月1日施行)

## 2022年5月以降

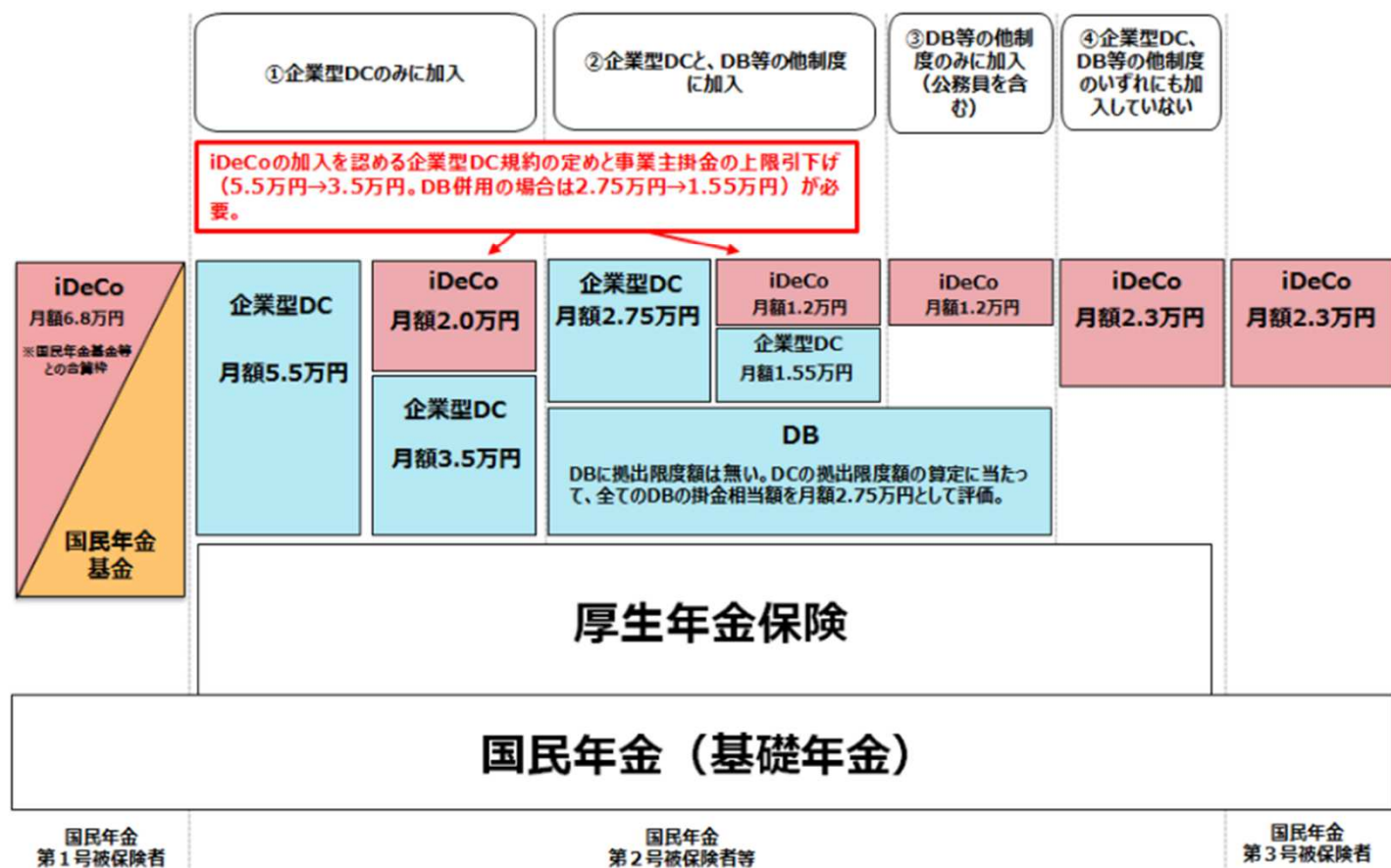
新たに下記の方がiDeCoに加入できるようになります。

- ▶ 会社員・公務員など(国民年金第2号被保険者)で60歳以上65歳未満の方
- ▶ 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
- ▶ 国民年金に任意加入している海外居住の方

## iDeCoに加入できる期間



## 現行のDC拠出限度額



※1 企業型DC加入者は、マッチング拠出ができることを企業型DC規約に定めない場合であって、①iDeCoに加入できること、②企業型DCの事業主掛金の上限を月額3.5万円（DB併用の場合は1.55万円）以下とすることを企業型DC規約で定めた場合に限り、月額2.0万円（DB併用の場合は1.2万円）の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円（DB併用の場合は2.75万円））の範囲内で、マッチング拠出が可能。

※3 DBには、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

# 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和（2022年10月1日施行）

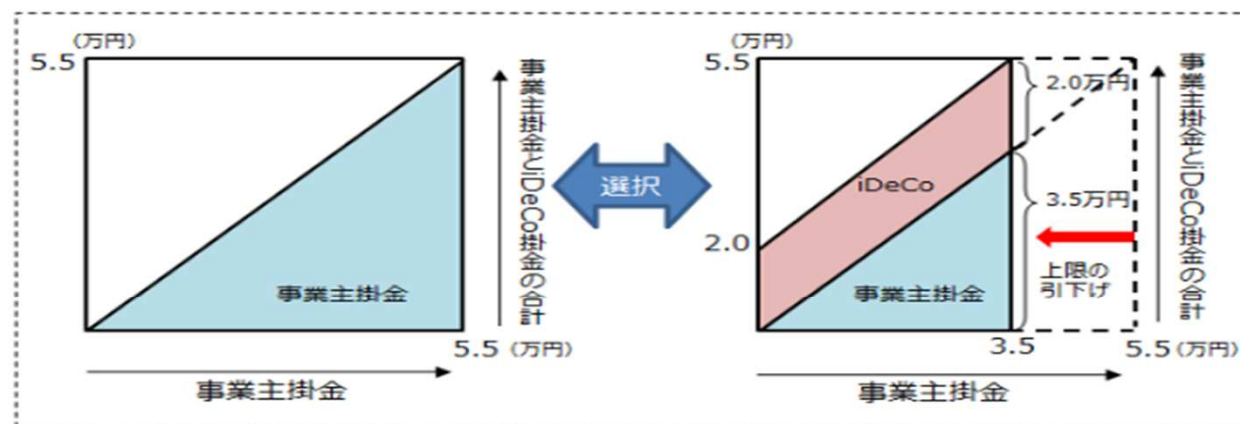
## ■企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の拠出限度額

iDeCoの掛金額は、月額2万円（DB等の他制度にも加入している場合は月額1.2万円）、かつ事業主の拠出額と合算して月額5.5万円（同2.75万円）の範囲内とすることが必要です。

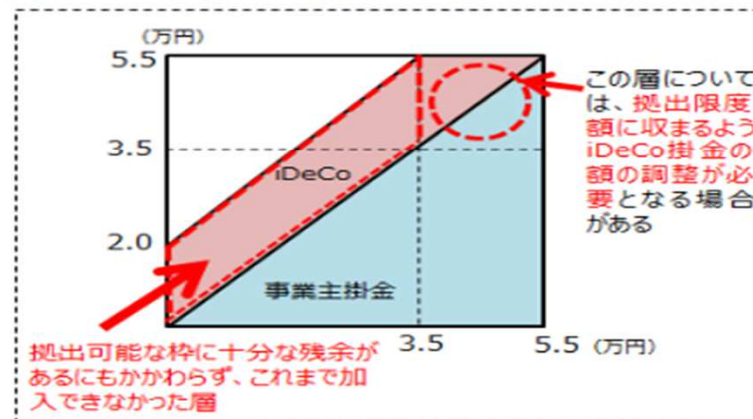
	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCとDB等の他制度に加入する場合
企業型DCの事業主掛金額	月額5.5万円	月額2.75万円
iDeCoの掛金額	月額5.5万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 （ただし、月額2万円を上限）	月額2.75万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 （ただし、月額1.2万円を上限）

※ DB等の他制度とは、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいう。

【現行】 企業型DC加入者のうち、iDeCo（月額 2 万円以内）に加入できるのは、iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めがあり事業主掛金の上限を引き下げた企業の従業員のみに限られるため、事業主掛金が低い従業員にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCoに加入できない



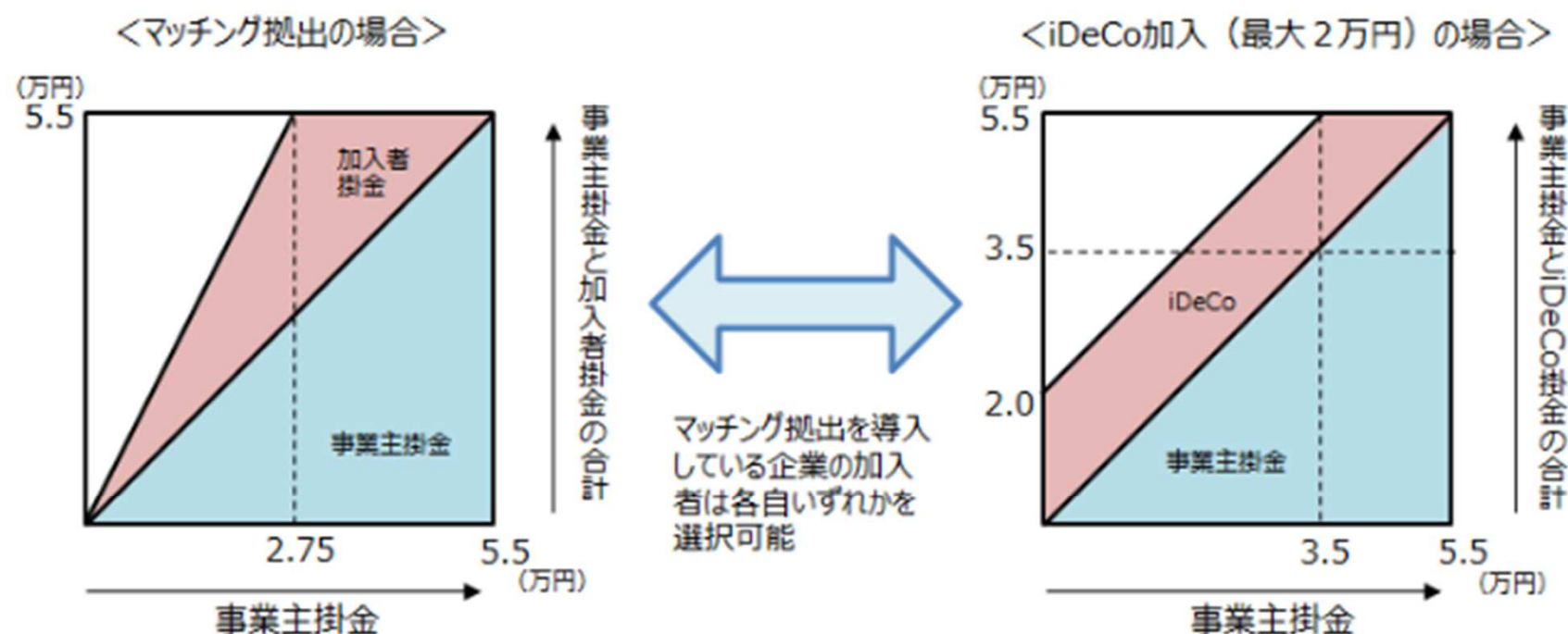
【改正後】 企業型DCの事業主掛金が低い従業員がiDeCoを利用しやすくなる



DB等の他制度にも加入している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

## ■企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択

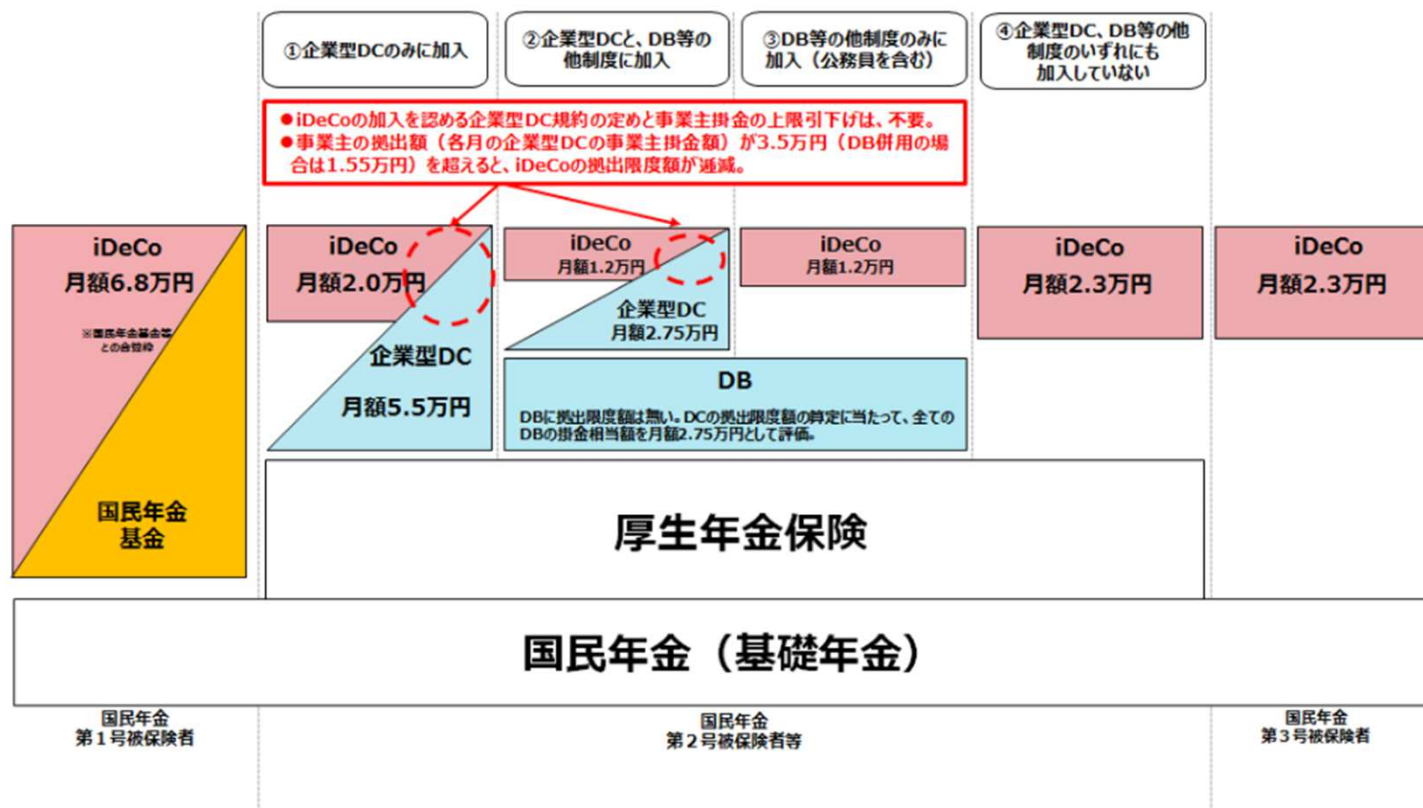
マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者については、マッチング拠出とするかiDeCoに加入するかを加入者ごとに選択できるようになります。



※ DB等の他制度にも加入している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円



## 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後（2022年10月1日施行）



- ※1 月額2.0万円（DB併用の場合は1.2万円）、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円（DB併用の場合は2.75万円）の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。
- ※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円（DB併用の場合は2.75万円））の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出がiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。
- ※3 DBには、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

(2024年12月1日施行)

# iDeCoの拠出限度額にDB等の他制度ごとの掛金相当額を反映

## 企業年金に加入する者のiDeCoの拠出限度額の見直し

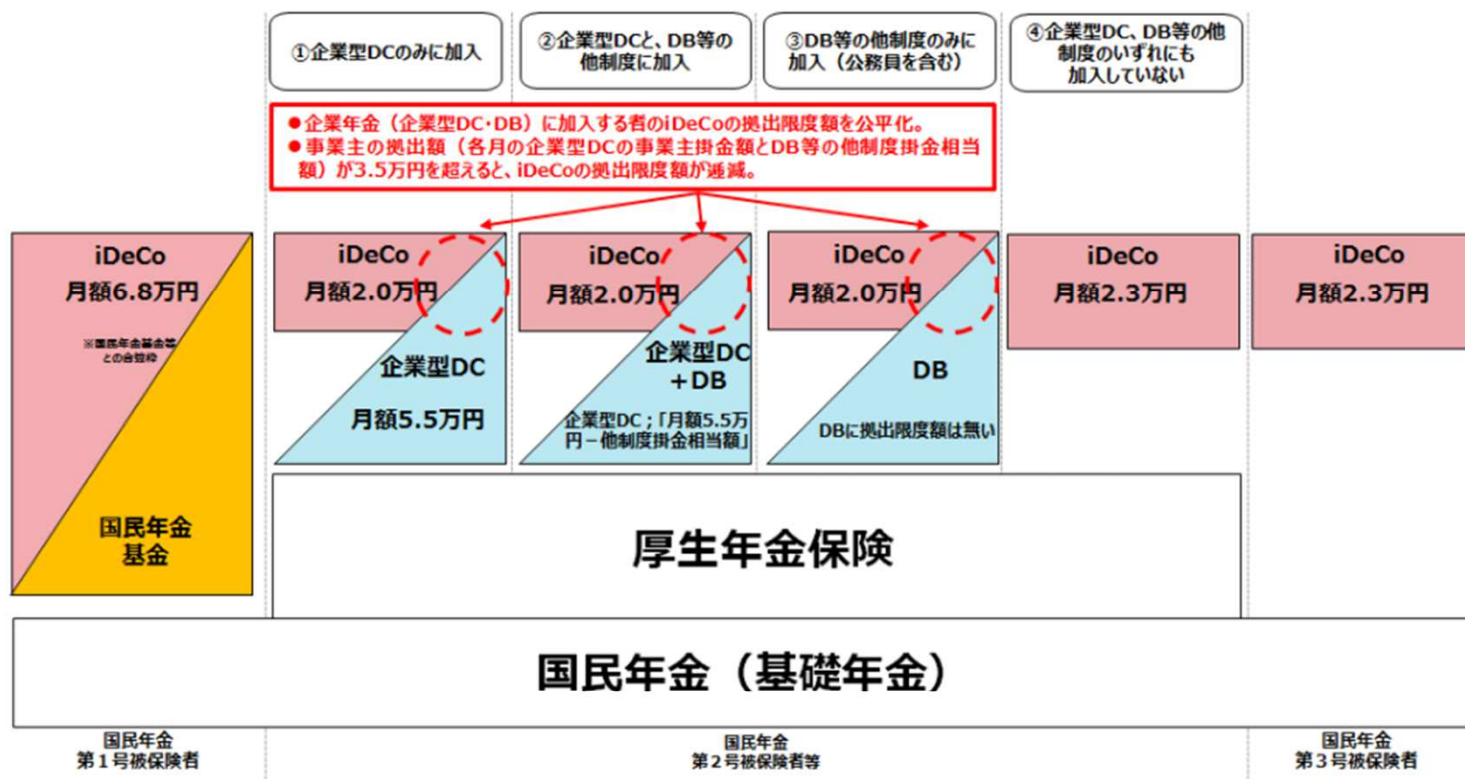
国民年金第2号被保険者	2022年10月1日～	2024年12月1日～
(1)企業型DCのみに加入	月額5.5万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2万円を上限)	月額5.5万円 － (各月の企業型DCの事業主掛金額 + DB等の他制度掛金相当額) (ただし、月額2万円を上限)
(2)企業型DCと、DB等の他制度に加入	月額2.75万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)	
(3)DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む)	月額1.2万円 (※)	

### 【iDeCo掛金の年単位拠出の取扱い】

企業型DCに加入する者<(1)・(2)>は2022年10月1日から、(3)のDB等の他制度のみに加入する者(公務員を含む)は2024年12月1日から、iDeCoの掛金の拠出方法が「月単位拠出」のみ可能となります。(※)は、iDeCoの掛金拠出について「年単位拠出」とすることができません。

最終的には、iDeCoの掛金については「年単位拠出」が可能である者は、事業主の拠出がない「国民年金第1号被保険者」、「企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない国民年金第2号被保険者」、「国民年金第3号被保険者」の3区分となります。

## DB等の他制度掛金相当額の反映後（2024年12月1日施行）



※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

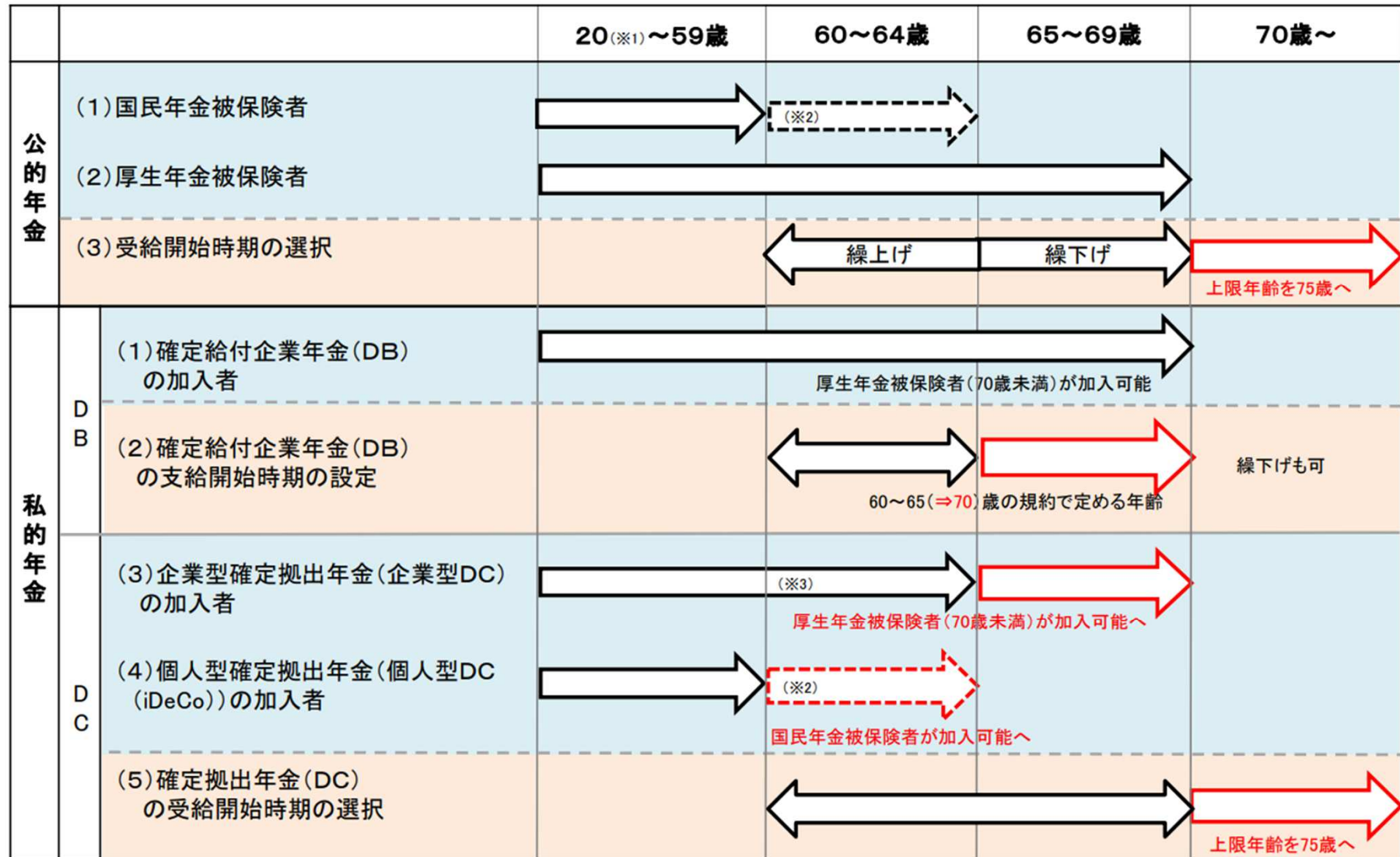
施行（2024年12月1日）の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする（経過措置）。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出がiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

# 公的年金・私的年金の加入・受給の全体像

(黒字は現行、赤字が見直し)



※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は被保険者となる。

※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者: 60歳未満、②第2号被保険者: 65歳未満、③第3号被保険者: 60歳未満、④任意加入被保険者: 保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

※3: 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる。

# 年金手続き

## (1)年金請求の時期

- ・ 原則として誕生月の3カ月前に年金請求書が送付
- ・ 必要書類を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以降から提出可能

## (2)手続から振込みまでの期間

- ・ 3カ月前後

## **(3)年金請求時の必要書類**

- ①年金請求書**
- ②マイナンバー（個人番号）・年金手帳(厚生年金被保険者証)**
- ③戸籍謄本**
- ④住民票**
- ⑤配偶者の(非)課税証明書**
- ⑥雇用保険被保険者証のコピー 等**

\* マイナンバー（個人番号）の提出により住民票や配偶者の(非)課税証明書などの省略が可能

## (4)年金請求書の提出先

国民年金（自営業等） . . . . . 市町村役場

厚生年金（サラリーマン等） . . . . . 年金事務所

年金を受け取ろうとする人	書類の提出先
最後が厚生年金（共済組合）の被保険者（組合員）であった人	最後に被保険者として使用されていた事業所（在職中の場合は、原則として使用されている事業所）を管轄する年金事務所または共済組合
国民年金のみの人	①住所地の市区町村役場 ②ただし、第3号被保険者期間がある場合は住所地の年金事務所等

**\* 最寄の年金事務所または郵送等への提出も可。**

**注意点：妻(60歳前)の国民年金保険料納付の手続**